

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2021年6月24日

東京海上・円建て投資適格債券ファンド (毎月決算型)

愛称:円債くん

追加型投信/国内/債券



① ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行います。

東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第361号

照会先

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク

0120-712-016 受付時間: 営業日の9時~17時

受託会社

ファンドの財産の保管・管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

みんなの文字®

商品分類			属性区分			
単位型 ・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(社債)))	年12回(毎月)	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行う「東京海上・円建て投資適格債券ファンド(毎月決算型)」の受益権の募集について、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年6月23日に関東財務局長に提出しており、2021年6月24日にその効力が生じています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産と分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

【委託会社の情報】 2021年3月末現在

委託会社名	東京海上アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年12月9日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	2兆9,998億円



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1

円建ての社債を中心に投資します。

- 実質的に、わが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
- 日本円で発行する債券に投資を行いますので、為替変動リスクがありません。

<投資する債券の範囲>

- 主としてわが国の法人が発行する円建ての社債(金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。)を中心に投資を行います。
- ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等にも幅広く投資を行う場合があります。
- 流動性確保の観点から、国債や地方債等に投資を行う場合があります。

金融機関劣後債

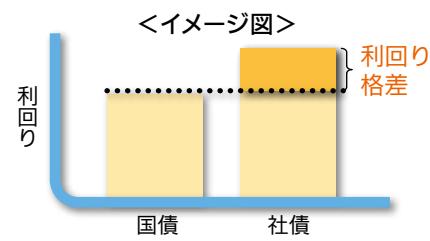
銀行の自己資本比率を高めることを目的に発行される債券で、一般の債権者よりも債務弁済の順位が劣る社債のことです。

生保基金債

生命保険会社の基金(株式会社でいう資本金)を裏づけとして発行される証券のことです。

社債の利回りについて

- 一般的に、発行体(企業等)の信用度や市場での流動性等のリスクが、国債と社債の利回り格差になります。
- 発行体の信用度の違い等に応じて、利回り格差は異なります。



次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

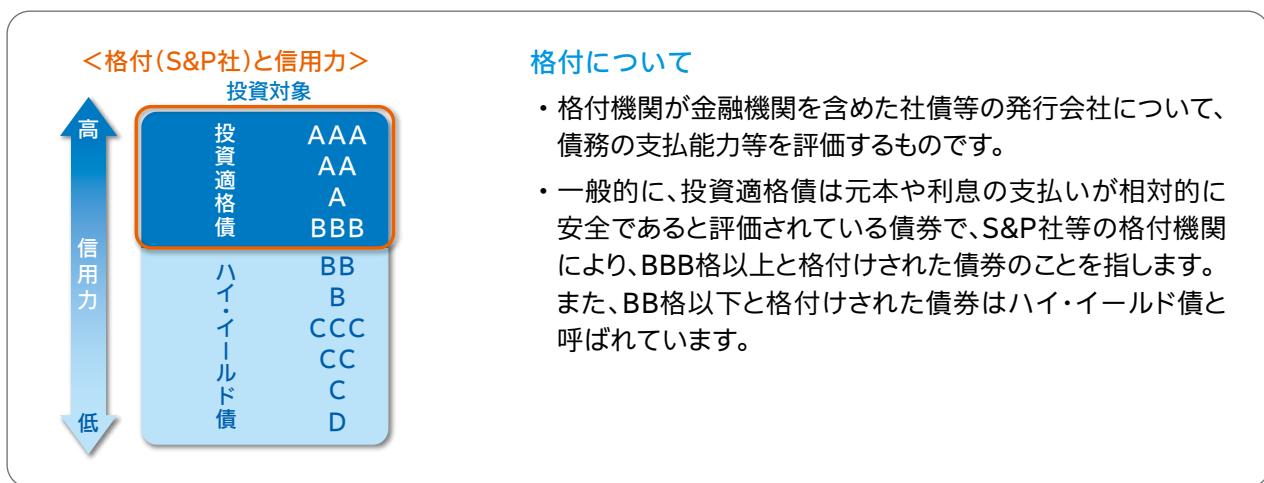
2

投資する債券は投資適格の債券とします。

- 投資する債券は、取得時において投資適格相当以上の格付を取得している債券^{*1}、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券^{*2}を投資対象とします。

*1 Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社(2021年3月現在)のいずれかからBBB格相当以上の格付を取得しているもの

*2 無格付の地方債・政府保証債等



3

残存年限の異なる債券に分散投資します。

- ファンドでは、投資する債券の残存年限を幅広く分散させることにより、できる限り金利変動リスクを平均化させ、安定した収益の確保をめざします。

※一般的に、残存期間が長い債券ほど金利変動時の価格変動が大きくなる傾向にあります。



※なお、残存期間が20年超の債券にも投資する場合があります。

次ページへ続く

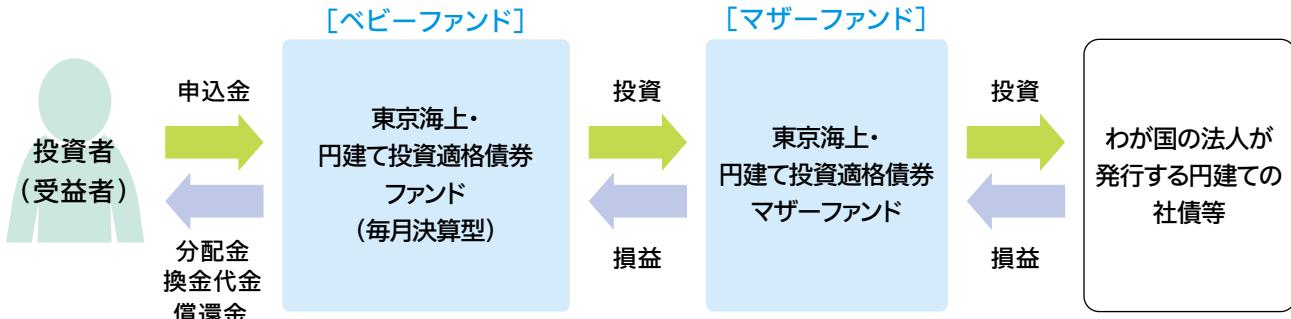
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ・ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

◎毎月決算を行います。

- ・毎月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定した分配を継続的に行うことを目指すものとし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配												

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。
実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



ファンドの純資産

分配金

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

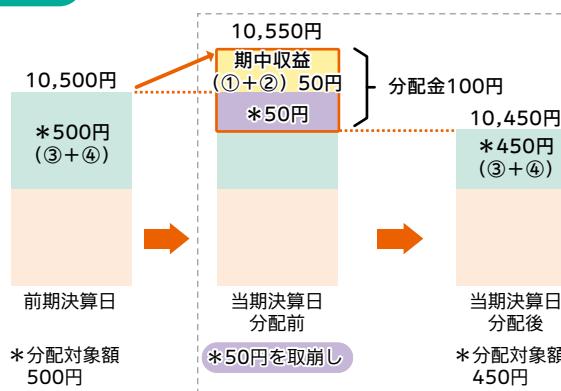
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

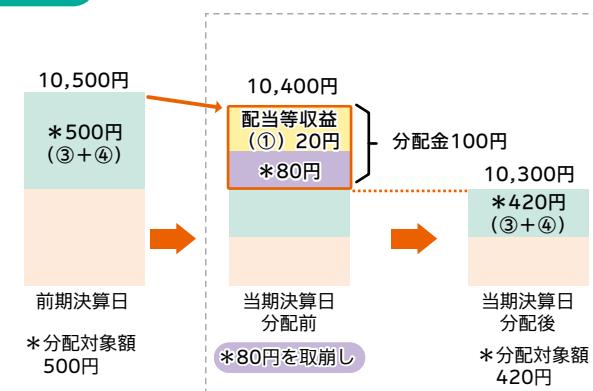
①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



①上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合
<p>投資者の購入価額 (当初個別元本)</p> <p>普通分配金 元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後基準価額 個別元本</p>	<p>投資者の購入価額 (当初個別元本)</p> <p>元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後基準価額 個別元本</p>

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



投資リスク

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されていないものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

金 利 変 動 リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信 用 リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
劣 後 債 等 固有のリスク	劣後債はデフォルトが生じた場合、元利金の支払順位が一般的の社債よりも低い社債です。繰上償還条項が設定されている劣後債等が、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。 また、利息や配当の支払繰延条項がある場合は、発行体の業績の著しい悪化等により、支払いが繰り延べられる可能性があります。

①基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンダムの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



投資リスク

リスクの管理体制

- 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

ファンデの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



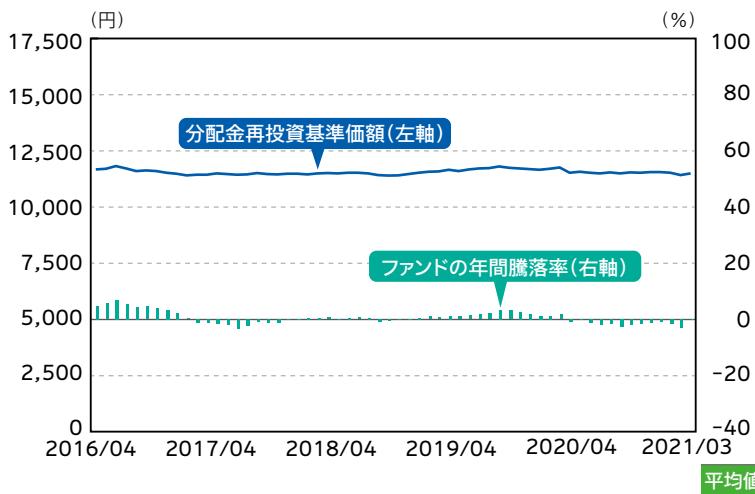
投資リスク

参考情報

2016年4月～2021年3月

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

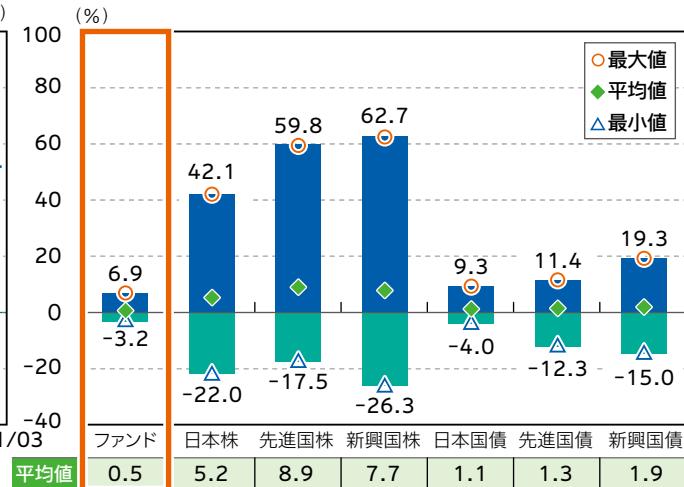


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
先進国株	MSCIコクサイ指數（配当込み、円ベース）
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債	NOMURA-BPI（国債）
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

指数について

●TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指標値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。 ●MSCIコクサイ指數（配当込み、円ベース）とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI（国債）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

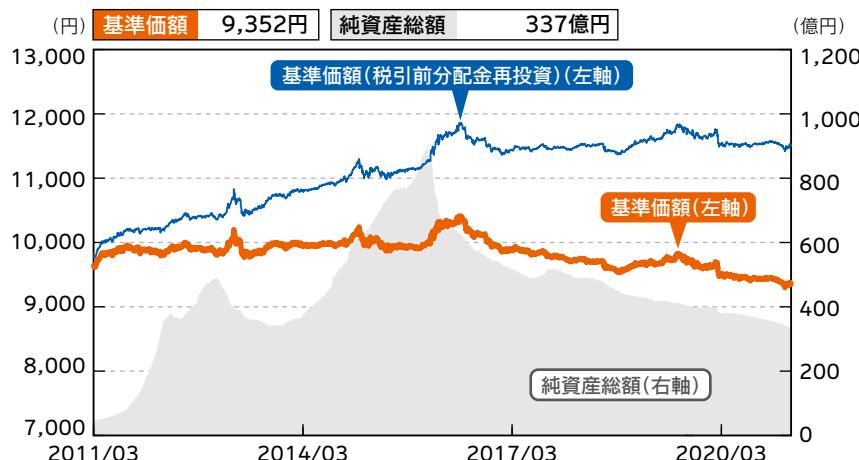
手続・手数料等



運用実績

基準日:2021年3月31日

基準価額・純資産の推移



分配の推移

(1万口当たり、税引前)			
決算期	分配金	決算期	分配金
2020/04	10円	2020/11	10円
2020/05	10円	2020/12	10円
2020/06	10円	2021/01	10円
2020/07	10円	2021/02	10円
2020/08	10円	2021/03	10円
2020/09	10円		
2020/10	10円		
設定来累計		2,042円	

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

債券種別構成

種別	比率
国債	6.7%
地方債	26.1%
政府保証債	5.3%
金融債	—
事業債	60.8%
うち劣後債	3.4%
円建外債	—
MBS・ABS	0.6%
CP(コマーシャル・ペーパー)	—
短期金融資産等	0.5%
合計	100.0%

※短期金融資産等は、組入有価証券・CP以外のものです。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

保有債券の属性情報

残存期間	10.16年
修正デュレーション	9.62
クーポン	0.78%
最終利回り（複利）	0.36%
直接利回り	0.71%
平均格付	AA-

※各保有債券の数値を加重平均した値です。

※保有債券の時価総額を基に計算しています。

※途中償還等を考慮して計算しています。

※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しています。

※平均格付は、格付毎に点数化し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、ファンドの格付ではありません。また、保有債券のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。

次ページへ続く

- 最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



運用実績

基準日:2021年3月31日

残存年限別構成

残存年限	比率
5年未満	23.3%
5年以上10年未満	26.1%
10年以上15年未満	24.3%
15年以上20年未満	25.3%
20年以上	0.5%

※途中償還等を考慮して計算しています。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

格付別構成

格付	比率
AAA格	14.0%
AA格	36.2%
A格	36.9%
BBB格	0.7%
その他	12.2%

※比率は、保有債券の時価総額に占める割合です。

※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しており、+・-等の符号は省略して表示しています。

※その他は、東京海上アセットマネジメントが投資適格相当とみなしている無格付の地方債・CP等です。

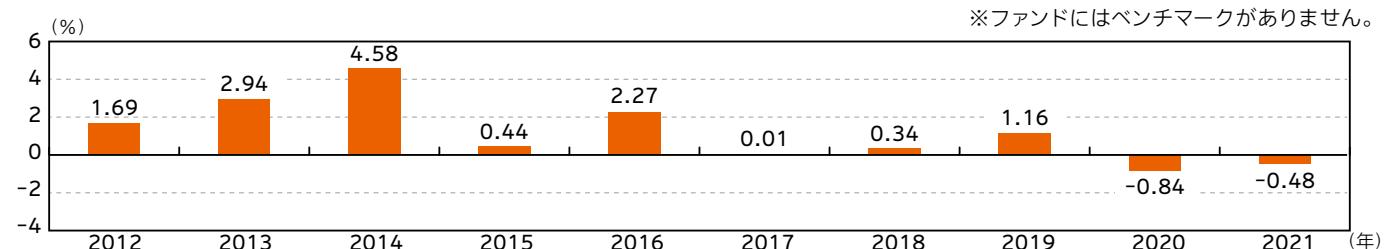
組入上位10銘柄

組入銘柄数: 1,470銘柄

	銘柄	種別	クーポン	償還日	比率
1	第32回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債(劣後特約付)	事業債	1.620%	2021/06/09	0.2%
2	第53回京成電鉄株式会社無担保社債	事業債	0.787%	2039/03/08	0.2%
3	第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	事業債	0.375%	2029/04/19	0.1%
4	第3回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	事業債	0.375%	2029/03/07	0.1%
5	第9回テルモ株式会社無担保社債	事業債	0.255%	2027/04/26	0.1%
6	第15回株式会社デンソー無担保社債	事業債	0.245%	2027/06/18	0.1%
7	第43回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	事業債	0.676%	2038/07/12	0.1%
8	第33回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	事業債	0.280%	2030/02/28	0.1%
9	第52回東京瓦斯株式会社無担保社債	事業債	0.486%	2039/05/23	0.1%
10	第22回政府保証民間都市開発債券	政保債	0.245%	2040/02/28	0.1%

※比率は、純資産総額に占める割合です。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等



購入時

購入単位 販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入価額 購入申込受付日の基準価額

購入代金 販売会社が指定する日までにお支払いください。



換金時

換金単位 販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額 換金申込受付日の基準価額

換金代金 原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。



申込みについて

申込締切時間 原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

購入の申込期間 2021年6月24日から2021年12月23日まで

※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

換金制限 ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止および取消し 取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。

購入・換金申込不可日 ありません。



その他

信託期間 無期限(2010年5月28日設定)

繰上償還 以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。

- ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき
- ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

決算日 毎月23日(休業日の場合は翌営業日)

収益分配 年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。

※販売会社との契約によっては再投資が可能です。

信託金の限度額 1兆円

公告 原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<https://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。

運用報告書 3月・9月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

課税関係 課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。

配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、2021年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

次ページへ続く



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入価額に対して以下の範囲内で販売会社が定める率をかけた額とします。

購入時手数料	料率	役務の内容
	上限 1.1% (税抜1%)	商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、手数料はありません。

信託財産留保額	ありません。
---------	--------

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

信託報酬率は、毎年3月および9月の各計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定され、当該計算期末の翌日から適用するものとします。

運用管理費用 (信託報酬)	新発10年固定利付国債の 利回り	信託報酬率	支払先および配分(税抜)		
			委託会社	販売会社	受託会社
	3%未満の場合	年率0.572% (税抜0.52%)	年率 0.25%	年率 0.25%	年率 0.02%
	3%以上4%未満の場合	年率0.682% (税抜0.62%)	年率 0.3%	年率 0.3%	年率 0.02%
	4%以上5%未満の場合	年率0.792% (税抜0.72%)	年率 0.35%	年率 0.35%	年率 0.02%
	5%以上の場合	年率0.902% (税抜0.82%)	年率 0.4%	年率 0.4%	年率 0.02%

支払先	役務の内容
委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等

以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用

ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年66万円）を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

その他の費用・手数料

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合にかかる費用
- ・信託事務等にかかる諸費用

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※「ファンドの費用」に記載する手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------------	-------------------------------

換金（解約）・償還時

所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%
-----------------------	---

※少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2021年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



MEMO



東京海上・円建て投資適格債券ファンド
(毎月決算型)
追加型投信／国内／債券

愛称：円債くん

投資信託説明書
(請求目論見書)
2021年6月

東京海上アセットマネジメント

この「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年6月23日に関東財務局長に提出しており、2021年6月24日にその効力が生じています。

発行者名	東京海上アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 後藤 俊夫
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）

（なお、愛称として「円債くん」という名称を用いる場合があります。以下「当ファンド」といってことあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

●委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

(5) 【申込手数料】

- ① 発行価格に1.1%（税抜1%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。
- ② 分配金再投資コース（下記「(6)申込単位」をご参照ください。）の収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(6) 【申込単位】

- ① 申込方法には、収益分配金の受け取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- ② 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。また、販売会社により取扱うコースが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（販売会社との間で定期定額購入サービスに関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込単位によるものとします。）
- ③ 分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、上記にかかわらず1口単位で取得することができます。

(7) 【申込期間】

2021年6月24日から2021年12月23日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。

※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三井UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込の方法

- a. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。
- b. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9) 払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。
- c. 取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。
- d. 上記にかかわらず、取引所（※）における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（※）金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます（以下、本書において同じ。）。

- e. 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。（ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。）
- f. 分配金再投資コースの場合には、申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。

※上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします（以下同じ。）。

- g. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。

② 日本以外の地域における発行

該当ありません。

③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

② 基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／債券に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリーファンド
不動産投信	日々		
その他資産 (投資信託証券 (債券 (社債)))	その他 ()		ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信	目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分 変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
	決算頻度	年1回
投資対象地域	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
日本	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
北米	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
欧州	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
アジア	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③ 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ ファンドの特色

1

円建ての社債を中心に投資します。

- ・実質的に、わが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
- ・日本円で発行する債券に投資を行いますので、為替変動リスクがありません。

<投資する債券の範囲>

- ・主としてわが国の法人が発行する円建ての社債(金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。)を中心に投資を行います。
- ・ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等にも幅広く投資を行う場合があります。
- ・流動性確保の観点から、国債や地方債等に投資を行う場合があります。

金融機関劣後債

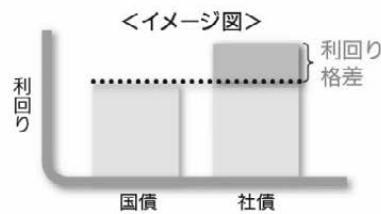
銀行の自己資本比率を高めることを目的に発行される債券で、一般的の債権者よりも債務弁済の順位が劣る社債のことです。

生保基金債

生命保険会社の基金(株式会社でいう資本金)を裏づけとして発行される証券のことです。

社債の利回りについて

- ・一般的に、発行体(企業等)の信用度や市場での流動性等のリスクが、国債と社債の利回り格差になります。
- ・発行体の信用度の違い等に応じて、利回り格差は異なります。



次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

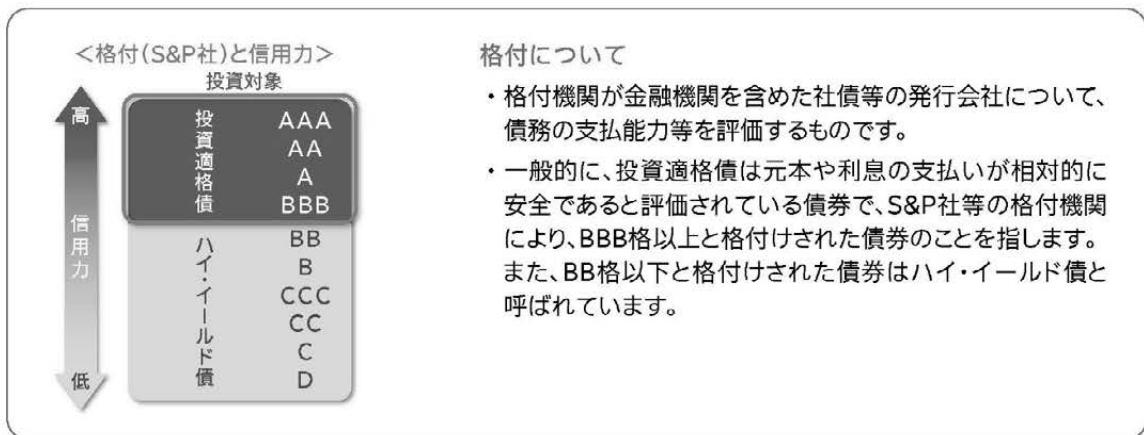
2

投資する債券は投資適格の債券とします。

- 投資する債券は、取得時において投資適格相当以上の格付を取得している債券^{*1}、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券^{*2}を投資対象とします。

*1 Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社(2021年3月現在)のいずれかからBBB格相当以上の格付を取得しているもの

*2 無格付の地方債・政府保証債等



3

残存年限の異なる債券に分散投資します。

- ファンドでは、投資する債券の残存年限を幅広く分散させることにより、できる限り金利変動リスクを平均化させ、安定した収益の確保をめざします。

※一般的に、残存期間が長い債券ほど金利変動時の価格変動が大きな傾向にあります。



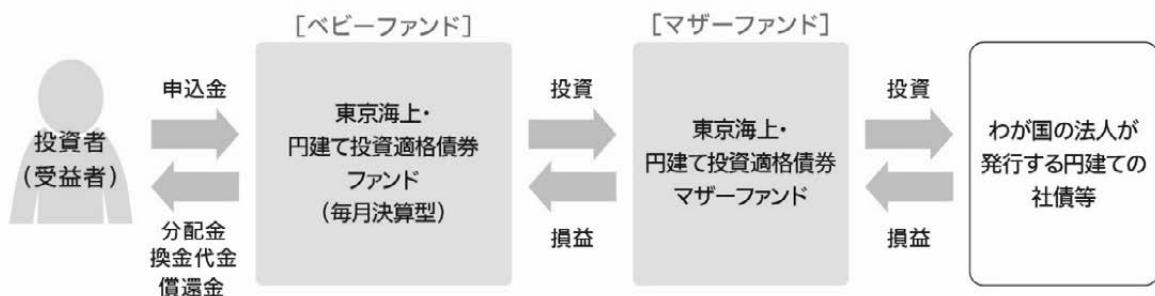
※なお、残存期間が20年超の債券にも投資する場合があります。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ・ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

◎毎月決算を行います。

- ・毎月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定した分配を継続的に行うことを目指すものとし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配												

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。
実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

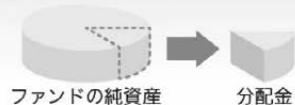
次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



Fund's Net Assets → Distribution

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合			
ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合	ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合		
<p>前期決算日 10,500円 *500円 (③+④)</p> <p>当期決算日 分配前 10,550円 *50円 (①+②) 50円 *50円</p> <p>*分配対象額 500円</p>	<p>当期決算日 分配後 10,450円 *450円 (③+④)</p> <p>*分配対象額 450円</p>	<p>前期決算日 10,500円 *500円 (③+④)</p> <p>当期決算日 分配前 10,400円 *80円 (①) 20円 *80円</p> <p>*分配対象額 500円</p>	<p>当期決算日 分配後 10,300円 *420円 (③+④)</p> <p>*分配対象額 420円</p>
<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

①上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合
<p>投資者の購入価額 (当初個別元本)</p> <p>普通分配金 元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後基準価額 個別元本</p>	<p>投資者の購入価額 (当初個別元本)</p> <p>元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後基準価額 個別元本</p>

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

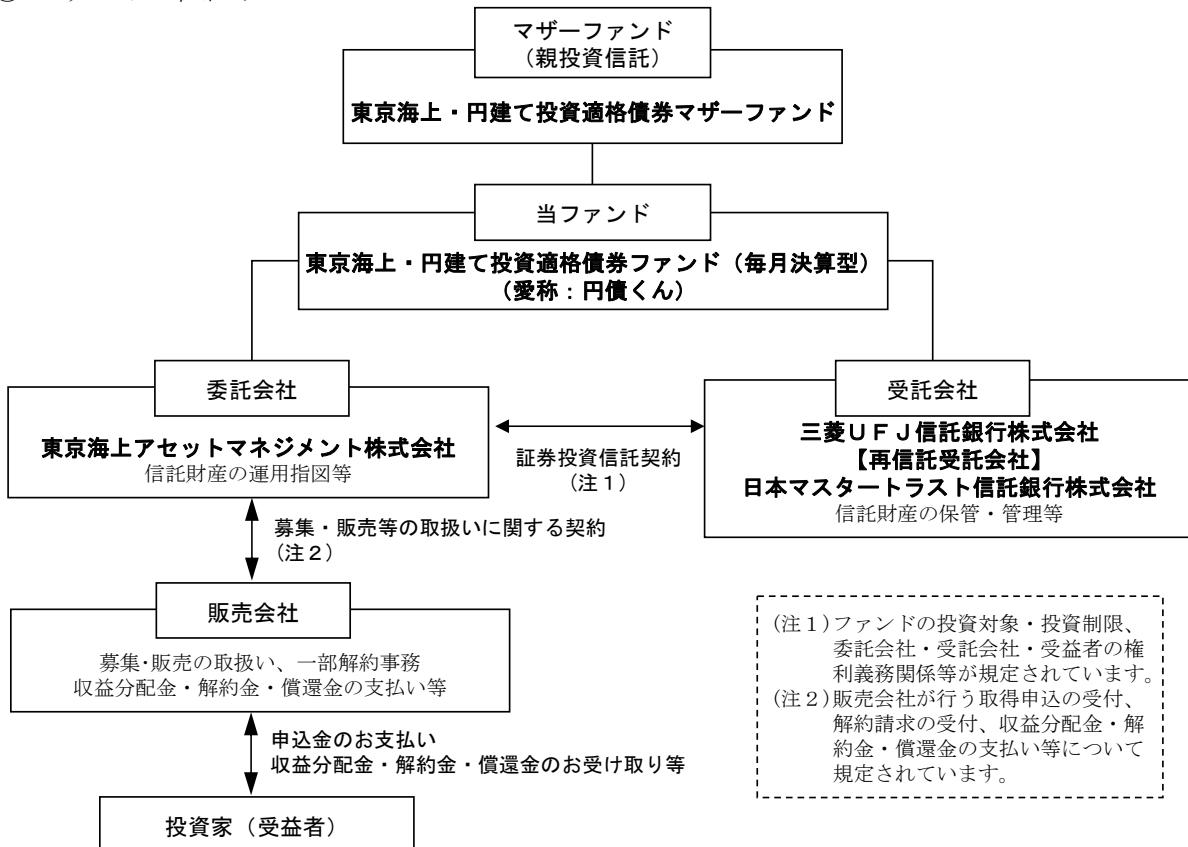
元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年5月28日 ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円 (2021年3月末日現在)
- ・会社の沿革
 - 1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
 - 1987年2月 投資顧問業者として登録
 - 同年6月 投資一任業務認可取得
 - 1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
 - 1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
 - 2007年9月 金融商品取引業者として登録
 - 2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
 - 2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併
- ・大株主の状況 (2021年3月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、主として「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①主として、わが国の法人が発行する円建ての社債（金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。）を中心に投資を行うマザーファンド受益証券に投資します。

②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報>マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限（要約）

◇東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

1. 基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてわが国の法人が発行する円建ての社債（金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。以下、同じ。）を中心に投資します。

(2) 投資態度

①主としてわが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

②投資する債券は、取得時においてB B B格相当以上の格付を取得している債券、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券を投資対象とします。

③組入銘柄は、投資する債券等の残存年限を幅広く分散することにより、できる限り金利変動リスクを平均化し、収益性の確保を目指します。

④ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等に幅広く投資を行う場合があります。また、流動性確保の観点から、国債や地方債等にも投資を行う場合があります。

3. 運用制限

(1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）

(2) 外貨建資産への投資は行いません。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ① 有価証券
 - ② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ③ 金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
 - (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質

を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

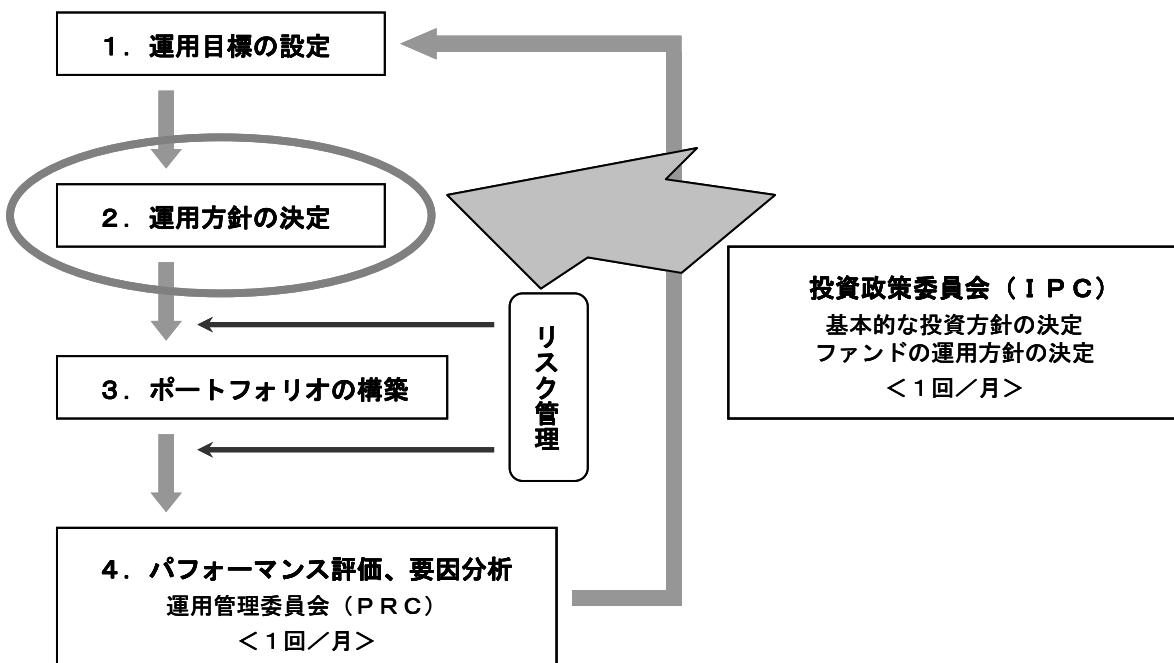
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（5～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に關係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3. 管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2021年3月末日現在）

(4) 【分配方針】

月1回（原則として毎月23日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定した分配を継続的に行うことを目指すものとし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。
- ② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- （※）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。
- ③ 計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。
- ④ 分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

① 運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ）
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 投資する株式等の範囲（約款第19条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 信用取引（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻によりを行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

④ 先物取引等（約款第22条）

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑥ 金利先渡取引（約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図することができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第24条の2）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 有価証券の貸付（約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図することができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

⑨ 有価証券の空売（約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「⑩ 有価証券の借入」の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑩ 有価証券の借入（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑪ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第27条の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑫ 資金の借入（約款第33条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（ヨール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

1. 投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に国内の公社債など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

① 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 劣後債など固有のリスク

劣後債はデフォルトが生じた場合、元利金の支払順位が一般の社債よりも低い社債です。

繰上償還条項が設定されている劣後債などが、市況動向などにより繰上償還が実施されない場合や繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。また、利息や配当の支払繰延条項がある場合は、発行体の業績の著しい悪化などにより、支払いが繰り延べられる可能性があります。

(2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することができます。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

- 投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。
- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
 - ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
 - ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
 - ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
 - ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
 - ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
 - ・当ファンドは、主に国内の公社債を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
 - ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

- ① 取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。
- ② 一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。
- ③ 委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- ④ 受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。
- ⑤ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑥ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

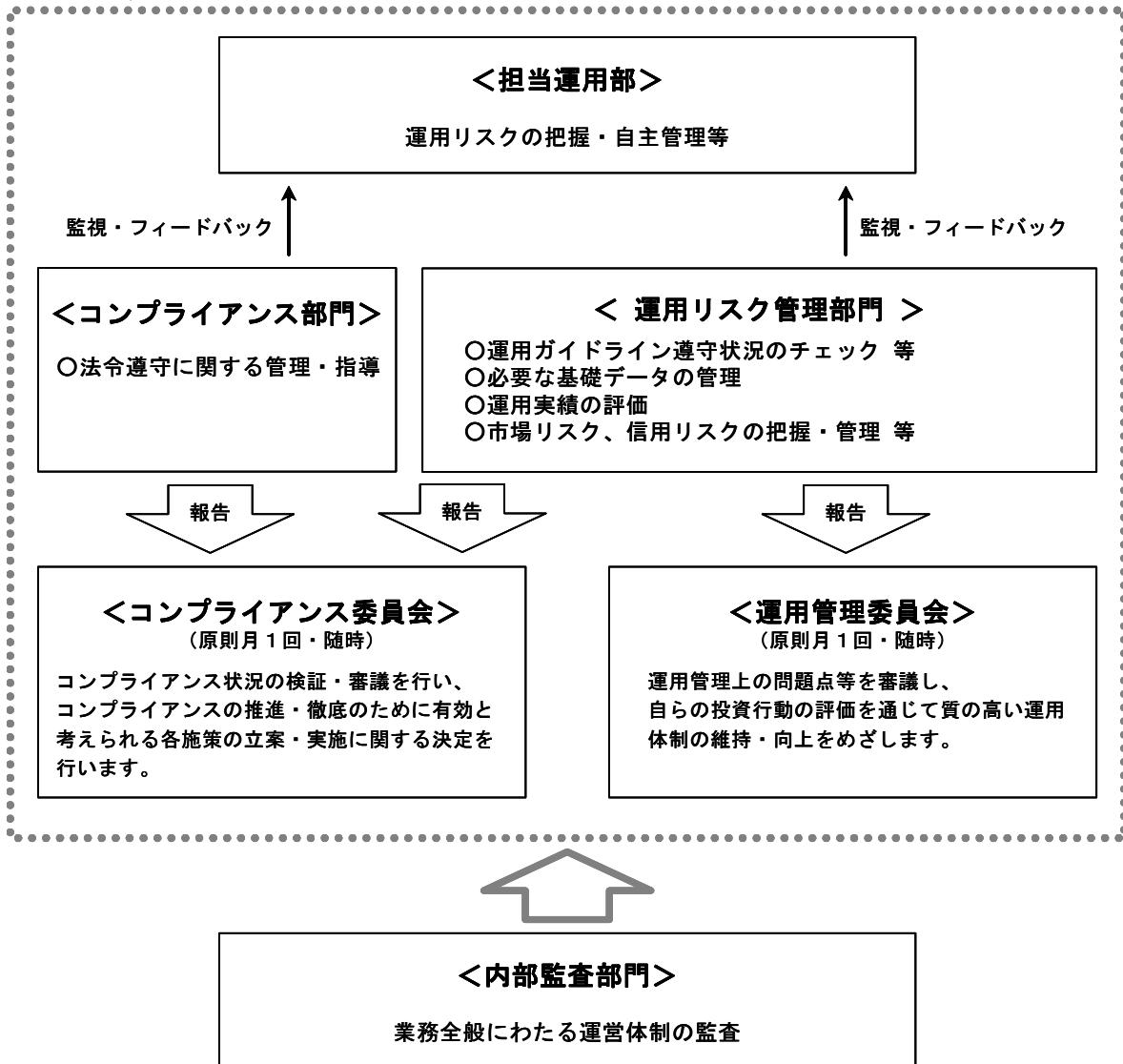
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うとともに、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

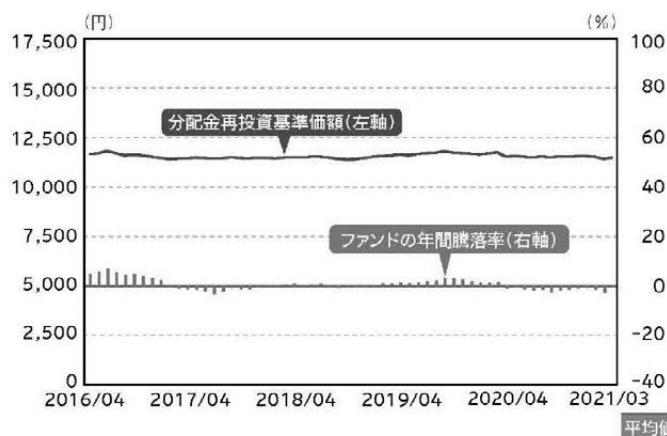
これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に隨時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>



ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

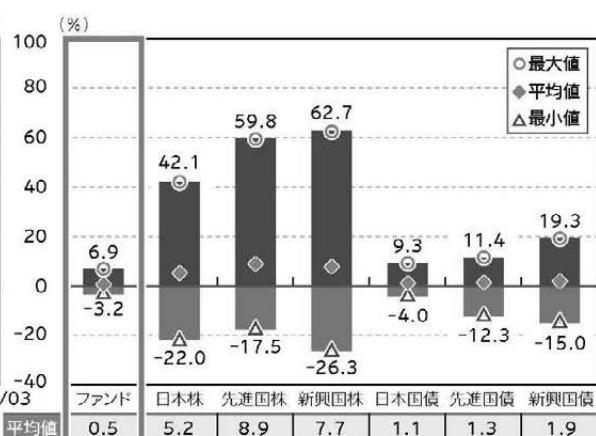


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指標名

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

先進国株 MSCIコクサイ指數 (配当込み、円ベース)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 NOMURA-BPI (国債)

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

指標について

●TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指標です。TOPIXの指値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。 ●MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース) とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI (国債) は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に捉るために開示された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI (国債) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の中債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき如何なる責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 発行価格に1.1%（税抜1%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。
- ② 分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、②の信託報酬率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。
- ② 信託報酬率は、毎年3月および9月の各計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定され、当該計算期末の翌日から適用するものとします。

新発10年固定利付国債の利回り	委託会社（税抜）* ¹	販売会社（税抜）* ²	受託会社（税抜）* ³	合計
3%未満の場合	年率0.25%	年率0.25%	年率0.02%	年率0.572% (税抜0.52%)
3%以上 4%未満の場合	年率0.3%	年率0.3%	年率0.02%	年率0.682% (税抜0.62%)
4%以上 5%未満の場合	年率0.35%	年率0.35%	年率0.02%	年率0.792% (税抜0.72%)
5%以上の場合	年率0.4%	年率0.4%	年率0.02%	年率0.902% (税抜0.82%)

* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

* 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ③ ①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年66万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ 信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%※および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

※2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※2）超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

(※1) 「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。
この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

(※2) 「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

*上記は、2021年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

5 【運用状況】

以下は2021年3月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	33,705,903,151	100.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△4,250,880	△0.01
合計（純資産総額）		33,701,652,271	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	44,816,423,000	6.67
地方債証券	日本	175,394,954,397	26.10
特殊債券	日本	35,460,370,000	5.27
社債券	日本	412,796,703,000	61.44
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		3,352,236,299	0.49
合計（純資産総額）		671,820,686,696	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	27,587,087,209	1.2235	33,752,801,212	1.2218	33,705,903,151	100.01

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合 計	100.01

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資資産）

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第32回株式会社 三菱東京UFJ銀行無担保社債(劣後特約付)	日本	社債券	1.620	2021/06/09	1,100,000,000	101.07	1,111,847,000	100.29	1,103,190,000	0.16
2	第53回京成電鉄 株式会社無担保社債	日本	社債券	0.787	2039/03/08	1,000,000,000	101.18	1,011,860,000	101.11	1,011,160,000	0.15
3	第14回株式会社 ブリヂストン無担保社債	日本	社債券	0.375	2029/04/19	1,000,000,000	100.16	1,001,690,000	100.33	1,003,380,000	0.14
4	第3回大塚ホール ディングス株式会社無担保社債	日本	社債券	0.375	2029/03/07	1,000,000,000	100.12	1,001,260,000	99.83	998,330,000	0.14
5	第9回テルモ株式 会社無担保社債	日本	社債券	0.255	2027/04/26	1,000,000,000	99.57	995,780,000	99.80	998,040,000	0.14
6	第15回株式会社 デンソー無担保社債	日本	社債券	0.245	2027/06/18	1,000,000,000	99.57	995,710,000	99.69	996,940,000	0.14
7	第43回京浜急行 電鉄株式会社無担保社債	日本	社債券	0.676	2038/07/12	1,000,000,000	99.79	997,910,000	99.60	996,080,000	0.14
8	第33回株式会社 三菱ケミカルホールディングス無担保社債	日本	社債券	0.280	2030/02/28	1,000,000,000	98.91	989,130,000	98.68	986,820,000	0.14
9	第52回東京瓦斯 株式会社無担保社債	日本	社債券	0.486	2039/05/23	1,000,000,000	98.49	984,990,000	97.91	979,120,000	0.14
10	第22回政府保証 民間都市開発債券	日本	特殊債券	0.245	2040/02/28	1,000,000,000	96.50	965,090,000	95.17	951,760,000	0.14
11	第28回西日本旅客 鉄道株式会社無担保社債	日本	社債券	2.111	2030/06/11	800,000,000	117.92	943,424,000	116.63	933,056,000	0.13
12	第41回東海旅客 鉄道株式会社無担保普通社債	日本	社債券	2.166	2029/01/29	800,000,000	116.31	930,504,000	114.92	919,424,000	0.13
13	第7回株式会社フ アーストリティリング無担保社債	日本	社債券	0.405	2028/06/06	900,000,000	100.30	902,718,000	101.05	909,504,000	0.13
14	第116回東武鉄 道株式会社無担保社債	日本	社債券	0.783	2037/09/11	900,000,000	100.28	902,538,000	100.32	902,907,000	0.13
15	第12回株式会社 りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	日本	社債券	2.464	2027/03/15	800,000,000	111.33	890,656,000	110.67	885,384,000	0.13
16	第4回株式会社三 井住友フィナンシャルグループ(劣後)	日本	社債券	1.328	2030/05/29	800,000,000	104.27	834,232,000	105.28	842,264,000	0.12
17	第117回近畿グル ープホールディングス株式会社無担保社債	日本	社債券	0.910	2040/01/30	900,000,000	95.99	863,946,000	93.33	839,988,000	0.12
18	第4回株式会社フ アーストリティリング無担保社債	日本	社債券	0.749	2025/12/18	800,000,000	102.45	819,672,000	102.90	823,232,000	0.12
19	第49回阪急阪神 ホールディングス株式会社無担保社債	日本	社債券	0.817	2036/12/15	800,000,000	103.06	824,512,000	102.60	820,800,000	0.12

20	第28回京阪電気鉄道株式会社無担保社債	日本	社債券	0.725	2025/09/01	800,000,000	102.25	818,016,000	102.28	818,248,000	0.12
21	第12回NTTファイナンス株式会社無担保社債	日本	社債券	0.610	2024/09/20	800,000,000	101.91	815,280,000	101.89	815,152,000	0.12
22	第80回小田急電鉄株式会社無担保社債	日本	社債券	0.794	2038/08/30	800,000,000	102.16	817,280,000	101.75	814,040,000	0.12
23	第21回みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	日本	社債券	0.895	2030/06/24	800,000,000	100.05	800,400,000	101.39	811,136,000	0.12
24	第44回南海電気鉄道株式会社無担保社債	日本	社債券	0.878	2038/05/21	800,000,000	100.21	801,704,000	100.62	804,984,000	0.11
25	第23回清水建設株式会社無担保社債	日本	社債券	0.250	2024/08/02	800,000,000	100.08	800,640,000	100.43	803,504,000	0.11
26	第12回株式会社オリエンタルランド無担保社債	日本	社債券	0.373	2022/03/18	800,000,000	100.32	802,568,000	100.26	802,096,000	0.11
27	第11回株式会社ブリヂストン無担保社債	日本	社債券	0.295	2027/04/21	800,000,000	99.90	799,200,000	100.22	801,776,000	0.11
28	第88回小田急電鉄株式会社無担保社債	日本	社債券	0.730	2040/04/23	800,000,000	100.96	807,720,000	100.20	801,656,000	0.11
29	第22回みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	日本	社債券	0.560	2030/06/24	800,000,000	100.05	800,424,000	100.13	801,048,000	0.11
30	第10回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	日本	社債券	0.170	2022/06/13	800,000,000	100.01	800,128,000	100.12	801,000,000	0.11

b. 投資有価証券の種類

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	6.67
地方債証券	26.10
特殊債券	5.27
社債券	61.44
合計	99.50

②投資不動産物件

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第3特定期間末	(2011年 9月26日)	8,473	8,542	0.9942	1.0050
第4特定期間末	(2012年 3月23日)	33,446	33,667	0.9814	0.9922
第5特定期間末	(2012年 9月24日)	41,382	41,797	0.9899	1.0007
第6特定期間末	(2013年 3月25日)	40,321	40,818	1.0052	1.0160
第7特定期間末	(2013年 9月24日)	34,461	34,859	0.9924	1.0032
第8特定期間末	(2014年 3月24日)	36,675	37,057	0.9967	1.0075
第9特定期間末	(2014年 9月24日)	50,432	50,903	0.9960	1.0068
第10特定期間末	(2015年 3月23日)	65,425	66,068	1.0060	1.0168
第11特定期間末	(2015年 9月24日)	76,554	77,357	0.9937	1.0045
第12特定期間末	(2016年 3月23日)	67,541	68,396	1.0300	1.0408
第13特定期間末	(2016年 9月23日)	57,384	58,032	1.0129	1.0237
第14特定期間末	(2017年 3月23日)	51,879	52,464	0.9888	0.9996
第15特定期間末	(2017年 9月25日)	50,769	51,316	0.9829	0.9937
第16特定期間末	(2018年 3月23日)	48,976	49,533	0.9745	0.9853
第17特定期間末	(2018年 9月25日)	45,207	45,542	0.9557	0.9625
第18特定期間末	(2019年 3月25日)	42,370	42,640	0.9713	0.9773
第19特定期間末	(2019年 9月24日)	40,558	40,812	0.9763	0.9823
第20特定期間末	(2020年 3月23日)	38,123	38,369	0.9490	0.9550
第21特定期間末	(2020年 9月23日)	36,784	37,022	0.9449	0.9509
第22特定期間末	(2021年 3月23日)	33,804	34,028	0.9368	0.9428
2020年 3月末日		37,919	—	0.9491	—
4月末日		38,218	—	0.9514	—
5月末日		38,028	—	0.9474	—
6月末日		37,673	—	0.9444	—
7月末日		37,491	—	0.9466	—
8月末日		37,055	—	0.9418	—
9月末日		36,623	—	0.9441	—
10月末日		36,198	—	0.9423	—
11月末日		35,840	—	0.9433	—
12月末日		35,400	—	0.9427	—
2021年 1月末日		34,884	—	0.9388	—
2月末日		34,117	—	0.9297	—
3月末日		33,701	—	0.9352	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
---	------	--------------

第3特定期間	2011年 3月24日～2011年 9月26日	0.0108
第4特定期間	2011年 9月27日～2012年 3月23日	0.0108
第5特定期間	2012年 3月24日～2012年 9月24日	0.0108
第6特定期間	2012年 9月25日～2013年 3月25日	0.0108
第7特定期間	2013年 3月26日～2013年 9月24日	0.0108
第8特定期間	2013年 9月25日～2014年 3月24日	0.0108
第9特定期間	2014年 3月25日～2014年 9月24日	0.0108
第10特定期間	2014年 9月25日～2015年 3月23日	0.0108
第11特定期間	2015年 3月24日～2015年 9月24日	0.0108
第12特定期間	2015年 9月25日～2016年 3月23日	0.0108
第13特定期間	2016年 3月24日～2016年 9月23日	0.0108
第14特定期間	2016年 9月24日～2017年 3月23日	0.0108
第15特定期間	2017年 3月24日～2017年 9月25日	0.0108
第16特定期間	2017年 9月26日～2018年 3月23日	0.0108
第17特定期間	2018年 3月24日～2018年 9月25日	0.0068
第18特定期間	2018年 9月26日～2019年 3月25日	0.0060
第19特定期間	2019年 3月26日～2019年 9月24日	0.0060
第20特定期間	2019年 9月25日～2020年 3月23日	0.0060
第21特定期間	2020年 3月24日～2020年 9月23日	0.0060
第22特定期間	2020年 9月24日～2021年 3月23日	0.0060

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第3特定期間	2011年 3月24日～2011年 9月26日	4.2
第4特定期間	2011年 9月27日～2012年 3月23日	△0.2
第5特定期間	2012年 3月24日～2012年 9月24日	2.0
第6特定期間	2012年 9月25日～2013年 3月25日	2.6
第7特定期間	2013年 3月26日～2013年 9月24日	△0.2
第8特定期間	2013年 9月25日～2014年 3月24日	1.5
第9特定期間	2014年 3月25日～2014年 9月24日	1.0
第10特定期間	2014年 9月25日～2015年 3月23日	2.1
第11特定期間	2015年 3月24日～2015年 9月24日	△0.1
第12特定期間	2015年 9月25日～2016年 3月23日	4.7
第13特定期間	2016年 3月24日～2016年 9月23日	△0.6
第14特定期間	2016年 9月24日～2017年 3月23日	△1.3
第15特定期間	2017年 3月24日～2017年 9月25日	0.5
第16特定期間	2017年 9月26日～2018年 3月23日	0.2
第17特定期間	2018年 3月24日～2018年 9月25日	△1.2
第18特定期間	2018年 9月26日～2019年 3月25日	2.3
第19特定期間	2019年 3月26日～2019年 9月24日	1.1

第20特定期間	2019年 9月25日～2020年 3月23日	△2.2
第21特定期間	2020年 3月24日～2020年 9月23日	0.2
第22特定期間	2020年 9月24日～2021年 3月23日	△0.2

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第3特定期間	2011年 3月24日～2011年 9月26日	4,469,272,101	1,702,773,178	8,522,949,293
第4特定期間	2011年 9月27日～2012年 3月23日	28,051,769,073	2,495,194,087	34,079,524,279
第5特定期間	2012年 3月24日～2012年 9月24日	23,094,078,041	15,370,353,743	41,803,248,577
第6特定期間	2012年 9月25日～2013年 3月25日	16,073,309,255	17,763,091,390	40,113,466,442
第7特定期間	2013年 3月26日～2013年 9月24日	8,144,918,712	13,533,867,103	34,724,518,051
第8特定期間	2013年 9月25日～2014年 3月24日	10,632,554,934	8,561,845,201	36,795,227,784
第9特定期間	2014年 3月25日～2014年 9月24日	20,011,399,123	6,173,559,476	50,633,067,431
第10特定期間	2014年 9月25日～2015年 3月23日	24,872,191,311	10,470,863,536	65,034,395,206
第11特定期間	2015年 3月24日～2015年 9月24日	23,332,534,829	11,330,550,985	77,036,379,050
第12特定期間	2015年 9月25日～2016年 3月23日	22,278,509,815	33,737,273,206	65,577,615,659
第13特定期間	2016年 3月24日～2016年 9月23日	9,768,831,240	18,692,809,659	56,653,637,240
第14特定期間	2016年 9月24日～2017年 3月23日	6,067,038,019	10,252,766,328	52,467,908,931
第15特定期間	2017年 3月24日～2017年 9月25日	7,253,814,198	8,070,014,270	51,651,708,859
第16特定期間	2017年 9月26日～2018年 3月23日	6,720,470,084	8,114,599,983	50,257,578,960
第17特定期間	2018年 3月24日～2018年 9月25日	3,150,211,536	6,105,222,780	47,302,567,716
第18特定期間	2018年 9月26日～2019年 3月25日	1,415,970,487	5,097,264,649	43,621,273,554
第19特定期間	2019年 3月26日～2019年 9月24日	1,997,259,590	4,074,286,218	41,544,246,926
第20特定期間	2019年 9月25日～2020年 3月23日	2,578,070,494	3,951,470,709	40,170,846,711
第21特定期間	2020年 3月24日～2020年 9月23日	1,179,715,391	2,420,375,166	38,930,186,936
第22特定期間	2020年 9月24日～2021年 3月23日	846,340,666	3,691,451,541	36,085,076,061

<参考情報>

基準日:2021年3月31日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2010年5月28日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)			
決算期	分配金	決算期	分配金
2020/04	10円	2020/11	10円
2020/05	10円	2020/12	10円
2020/06	10円	2021/01	10円
2020/07	10円	2021/02	10円
2020/08	10円	2021/03	10円
2020/09	10円	設定来累計	
2020/10	10円	2,042円	

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

債券種別構成

種別	比率
国債	6.7%
地方債	26.1%
政府保証債	5.3%
金融債	—
事業債	60.8%
うち劣後債	3.4%
円建外債	—
MBS・ABS	0.6%
CP(コマーシャル・ペーパー)	—
短期金融資産等	0.5%
合計	100.0%

※短期金融資産等は、組入有価証券・CPI以外のものです。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

保有債券の属性情報

残存期間	10.16年
修正デュレーション	9.62
クーポン	0.78%
最終利回り(複利)	0.36%
直接利回り	0.71%
平均格付	AA-

※各保有債券の数値を加重平均した値です。

※保有債券の時価総額を基に計算しています。

※途中償還等を考慮して計算しています。

※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しています。

※平均格付は、格付毎に点数化し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、ファンドの格付ではありません。また、保有債券のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。

次ページへ続く

・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

● 残存年限別構成

残存年限	比率
5年未満	23.3%
5年以上10年未満	26.1%
10年以上15年未満	24.3%
15年以上20年未満	25.3%
20年以上	0.5%

※途中償還等を考慮して計算しています。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

● 格付別構成

格付	比率
AAA格	14.0%
AA格	36.2%
A格	36.9%
BBB格	0.7%
その他	12.2%

※比率は、保有債券の時価総額に占める割合です。

※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しており、+・-等の符号は省略して表示しています。

※その他は、東京海上アセットマネジメントが投資適格相当とみなしている無格付の地方債・CP等です。

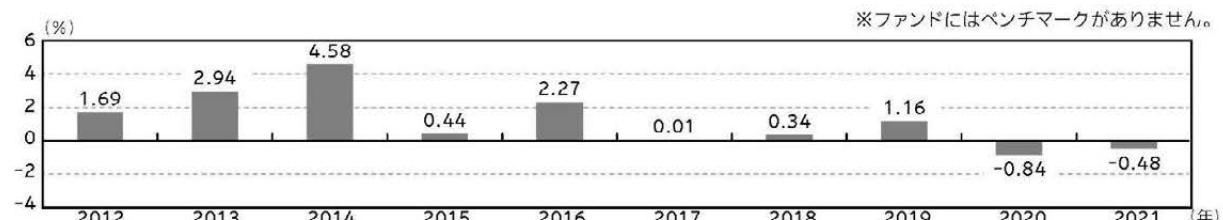
● 組入上位10銘柄

組入銘柄数：1,470銘柄

	銘柄	種別	クーポン	償還日	比率
1	第32回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債(劣後特約付)	事業債	1.620%	2021/06/09	0.2%
2	第53回京成電鉄株式会社無担保社債	事業債	0.787%	2039/03/08	0.2%
3	第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	事業債	0.375%	2029/04/19	0.1%
4	第3回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	事業債	0.375%	2029/03/07	0.1%
5	第9回テルモ株式会社無担保社債	事業債	0.255%	2027/04/26	0.1%
6	第15回株式会社デンソー無担保社債	事業債	0.245%	2027/06/18	0.1%
7	第43回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	事業債	0.676%	2038/07/12	0.1%
8	第33回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	事業債	0.280%	2030/02/28	0.1%
9	第52回東京瓦斯株式会社無担保社債	事業債	0.486%	2039/05/23	0.1%
10	第22回政府保証民間都市開発債券	政保債	0.245%	2040/02/28	0.1%

※比率は、純資産総額に占める割合です。

年間收益率の推移



※ファンドの收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

●委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

- f. 申込手数料は、発行価格に1.1%（税抜1%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
※信託財産留保額はありません。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権 1 口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 價格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、2010年5月28日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎月24日から翌月23日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当

該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f. の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更」b. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書

- a. 3月・9月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知っている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ (<https://www.toki>

omarineam.co.jp/) に掲載します。

c. 上記b. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、
交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホ
ームページ (<https://www.tokiomarineam.co.jp/>) に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の
公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

① 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④ 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当特定期間(2020年9月24日から2021年3月23日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年4月28日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）の2020年9月24日から2021年3月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）の2021年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）

(1) 【貸借対照表】

区分	注記番号	前期 [2020年 9月23日現在]	当期 [2021年 3月23日現在]	
		金額（円）	金額（円）	
資産の部				
流動資産				
親投資信託受益証券		36,784,026,929	33,804,723,033	
未収入金		120,598,769	238,686,169	
流動資産合計		36,904,625,698	34,043,409,202	
資産合計		36,904,625,698	34,043,409,202	
負債の部				
流動負債				
未払収益分配金		38,930,186	36,085,076	
未払解約金		64,253,909	188,145,867	
未払受託者報酬		667,681	554,095	
未払委託者報酬		16,691,993	13,852,355	
その他未払費用		55,000	48,776	
流動負債合計		120,598,769	238,686,169	
負債合計		120,598,769	238,686,169	
純資産の部				
元本等				
元本	※1	38,930,186,936	36,085,076,061	
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	△2,146,160,007	△2,280,353,028	
(分配準備積立金)		38,900,095	93,485,980	
元本等合計		36,784,026,929	33,804,723,033	
純資産合計		36,784,026,929	33,804,723,033	
負債純資産合計		36,904,625,698	34,043,409,202	

(2) 【損益及び剩余金計算書】

区分	注記番号	前期	当期
		自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	自 2020年 9月24日 至 2021年 3月23日
営業収益		金額 (円)	金額 (円)
有価証券売買等損益			
		179,831,025	21,275,847
営業収益合計		179,831,025	21,275,847
営業費用			
受託者報酬		4,177,539	3,865,239
委託者報酬		104,438,543	96,630,934
その他費用		330,000	323,776
営業費用合計		108,946,082	100,819,949
営業利益又は営業損失 (△)		70,884,943	△79,544,102
経常利益又は経常損失 (△)		70,884,943	△79,544,102
当期純利益又は当期純損失 (△)		70,884,943	△79,544,102
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)			
		△987,327	△702,774
期首剩余金又は期首次損金 (△)		△2,047,384,580	△2,146,160,007
剩余金増加額又は欠損金減少額		129,574,690	218,099,894
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額		129,574,690	218,099,894
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
剩余金減少額又は欠損金増加額		62,007,310	49,321,212
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は 欠損金增加額		—	—
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は 欠損金增加額		62,007,310	49,321,212
分配金	※1	238,215,077	224,130,375
期末剩余金又は期末欠損金 (△)		△2,146,160,007	△2,280,353,028

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自 2020年 9月24日 至 2021年 3月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 [2020年 9月23日現在]	当期 [2021年 3月23日現在]
1. ※1 期首元本額	40, 170, 846, 711円	38, 930, 186, 936円
期中追加設定元本額	1, 179, 715, 391円	846, 340, 666円
期中一部解約元本額	2, 420, 375, 166円	3, 691, 451, 541円
2. ※1 特定期間末日における受益権の総数	38, 930, 186, 936口	36, 085, 076, 061口
3. ※2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2, 146, 160, 007円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2, 280, 353, 028円であります。

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	当期 自 2020年 9月24日 至 2021年 3月23日
※1 分配金の計算過程 (2020年3月24日から2020年4月23日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (16, 729, 628円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1, 018, 403, 435円)及び分配準備積立金(29, 526, 210円)より、分配対象額は1, 064, 659, 273円(1万口当たり264.85円)であり、うち40, 194, 350円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	※1 分配金の計算過程 (2020年9月24日から2020年10月23日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3, 873, 262円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(781, 611, 703円)及び分配準備積立金(38, 190, 421円)より、分配対象額は823, 675, 386円(1万口当たり214.51円)であり、うち38, 394, 770円(1万口当たり10円)を分配金額としております。
(2020年4月24日から2020年5月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (4, 123, 906円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定	(2020年10月24日から2020年11月24日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (18, 572, 202円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定

<p>される収益調整金（976,530,586円）及び分配準備積立金（46,083,833円）より、分配対象額は1,026,738,325円（1万口当たり255.89円）であり、うち40,120,715円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>定される収益調整金（737,704,577円）及び分配準備積立金（41,545,102円）より、分配対象額は797,821,881円（1万口当たり209.40円）であり、うち38,097,792円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
<p>(2020年5月26日から2020年6月23日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,560,922円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（932,049,870円）及び分配準備積立金（49,828,327円）より、分配対象額は985,439,119円（1万口当たり246.80円）であり、うち39,926,431円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>(2020年11月25日から2020年12月23日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (14,727,096円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（690,457,001円）及び分配準備積立金（59,000,592円）より、分配対象額は764,184,689円（1万口当たり203.33円）であり、うち37,579,549円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
<p>(2020年6月24日から2020年7月27日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (4,390,378円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（925,211,880円）及び分配準備積立金（13,306,648円）より、分配対象額は942,908,906円（1万口当たり237.92円）であり、うち39,628,586円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>(2020年12月24日から2021年1月25日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,657,753円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（647,138,764円）及び分配準備積立金（72,855,065円）より、分配対象額は723,651,582円（1万口当たり194.33円）であり、うち37,235,850円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
<p>(2020年7月28日から2020年8月24日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,718,318円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（880,881,393円）及び分配準備積立金（17,553,254円）より、分配対象額は902,152,965円（1万口当たり228.87円）であり、うち39,414,809円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>(2021年1月26日から2021年2月24日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,358,003円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（601,902,733円）及び分配準備積立金（75,339,110円）より、分配対象額は680,599,846円（1万口当たり185.23円）であり、うち36,737,338円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
<p>(2020年8月25日から2020年9月23日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (17,939,452円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（831,198,034円）及び分配準備積立金（20,960,643円）より、分配対象額は</p>	<p>(2021年2月25日から2021年3月23日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (16,452,222円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（555,435,866円）及び分配準備積立金（77,033,758円）より、分配対象額は</p>

870,098,129円（1万口当たり223.47円）であり、うち38,930,186円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	648,921,846円（1万口当たり179.80円）であり、うち36,085,076円（1万口当たり10円）を分配金額としております。
--	--

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	当期 自 2020年 9月24日 至 2021年 3月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2020年 9月23日現在]	当期 [2021年 3月23日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期（自 2020年3月24日 至 2020年9月23日）

売買目的有価証券

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	144,368,678円
合計	144,368,678円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 2020年9月24日 至 2021年3月23日）

売買目的有価証券

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	220,978,781円
合計	220,978,781円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [2020年 9月23日現在]	当期 [2021年 3月23日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9449円 (9,449円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9368円 (9,368円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド	27,622,751,294	33,804,723,033	
親投資信託受益証券 合計		27,622,751,294	33,804,723,033	
合計		27,622,751,294	33,804,723,033	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	[2020年 9月23日現在]	[2021年 3月23日現在]	
		金額 (円)	金額 (円)	
資産の部				
流動資産				
コール・ローン				
		4,525,748,075	4,115,144,399	
国債証券				
		45,011,235,000	44,976,262,000	
地方債証券				
		185,593,341,289	175,930,772,945	
特殊債券				
		38,566,960,000	35,572,302,000	
社債券				
		433,399,580,220	413,246,319,850	
コマーシャル・ペーパー				
		4,999,629,098	—	

未収入金	302,838,000	2,325,049,000
未収利息	1,165,943,489	1,063,383,824
前払費用	2,675,788	—
流動資産合計	713,567,950,959	677,229,234,018
資産合計	713,567,950,959	677,229,234,018
負債の部		
流動負債		
未払金	900,000,000	—
未払解約金	2,936,517,798	3,184,787,641
未払利息	8,322	2,227
流動負債合計	3,836,526,120	3,184,789,868
負債合計	3,836,526,120	3,184,789,868
純資産の部		
元本等		
元本	※1	550,800,252,570
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	129,409,209,520	123,244,191,580
元本等合計	709,731,424,839	674,044,444,150
純資産合計	709,731,424,839	674,044,444,150
負債純資産合計	713,567,950,959	677,229,234,018

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2020年 9月24日 至 2021年 3月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパー 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2020年 9月23日現在]	[2021年 3月23日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	614,046,125,269円	580,322,215,319円
同期中における追加設定元本額	34,661,479,222円	35,093,518,367円
同期中における一部解約元本額	68,385,389,172円	64,615,481,116円
同期末における元本額	580,322,215,319円	550,800,252,570円
元本の内訳*		

東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）	30,076,882,199円	27,622,751,294円
東京海上・円建て投資適格債券ファンド（年2回決算型）	5,235,083,504円	4,933,894,684円
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）	379,258,225,248円	361,414,803,215円
東京海上・円資産バランスファンド（年1回決算型）	165,576,557,441円	156,653,336,450円
TMA債券バランスファンド＜適格機関投資家限定＞	175,466,927円	175,466,927円
計	580,322,215,319円	550,800,252,570円
2.※1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	580,322,215,319口	550,800,252,570口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2020年 3月24日 至 2020年 9月23日	自 2020年 9月24日 至 2021年 3月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバ	同左

	<p>ックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	
--	---	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2020年 9月23日現在]	[2021年 3月23日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっての場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2020年3月24日 至 2020年9月23日)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,492,200,000円
地方債証券	△4,972,211,956円
特殊債券	△1,043,134,000円
社債券	△6,848,006,100円

コマーシャル・ペーパー	一円
合計	△14,355,552,056円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間
(2019年9月25日から2020年9月23日まで)を指しております。

(自 2020年9月24日 至 2021年3月23日)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△431,090,000円
地方債証券	△982,540,298円
特殊債券	△286,701,000円
社債券	△320,958,370円
合計	△2,021,289,668円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間
(2020年9月24日から2021年3月23日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2020年 9月23日現在]	[2021年 3月23日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2230円 12,230円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2238円 12,238円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第8回利付国債（30年）	500,000,000	594,925,000	
	第9回利付国債（30年）	500,000,000	572,120,000	
	第10回利付国債（30年）	500,000,000	555,285,000	
	第11回利付国債（30年）	500,000,000	592,090,000	
	第12回利付国債（30年）	500,000,000	618,050,000	
	第13回利付国債（30年）	500,000,000	613,355,000	
	第14回利付国債（30年）	500,000,000	640,475,000	
	第15回利付国債（30年）	500,000,000	648,760,000	
	第16回利付国債（30年）	500,000,000	650,665,000	
	第17回利付国債（30年）	500,000,000	645,825,000	
	第18回利付国債（30年）	500,000,000	640,705,000	

第19回利付国債（30年）	500,000,000	642,720,000	
第20回利付国債（30年）	500,000,000	658,725,000	
第21回利付国債（30年）	500,000,000	645,735,000	
第22回利付国債（30年）	500,000,000	662,055,000	
第23回利付国債（30年）	500,000,000	664,190,000	
第24回利付国債（30年）	500,000,000	665,810,000	
第25回利付国債（30年）	500,000,000	652,285,000	
第26回利付国債（30年）	500,000,000	661,710,000	
第27回利付国債（30年）	500,000,000	672,870,000	
第28回利付国債（30年）	500,000,000	676,175,000	
第29回利付国債（30年）	500,000,000	670,615,000	
第30回利付国債（30年）	500,000,000	665,000,000	
第31回利付国債（30年）	500,000,000	658,375,000	
第32回利付国債（30年）	500,000,000	670,025,000	
第33回利付国債（30年）	500,000,000	645,245,000	
第34回利付国債（30年）	500,000,000	667,195,000	
第35回利付国債（30年）	500,000,000	650,290,000	
第36回利付国債（30年）	500,000,000	652,380,000	
第37回利付国債（30年）	500,000,000	644,605,000	
第38回利付国債（30年）	500,000,000	636,330,000	
第39回利付国債（30年）	500,000,000	647,885,000	
第137回利付国債（20年）	500,000,000	586,970,000	
第138回利付国債（20年）	500,000,000	575,890,000	
第139回利付国債（20年）	500,000,000	581,430,000	
第140回利付国債（20年）	500,000,000	588,225,000	
第141回利付国債（20年）	500,000,000	589,425,000	
第142回利付国債（20年）	500,000,000	595,195,000	
第143回利付国債（20年）	500,000,000	584,695,000	
第144回利付国債（20年）	500,000,000	578,810,000	
第145回利付国債（20年）	500,000,000	592,090,000	
第146回利付国債（20年）	500,000,000	593,220,000	
第147回利付国債（20年）	500,000,000	588,075,000	
第148回利付国債（20年）	500,000,000	582,655,000	
第149回利付国債（20年）	500,000,000	583,470,000	
第150回利付国債（20年）	500,000,000	577,690,000	
第151回利付国債（20年）	600,000,000	677,982,000	
第152回利付国債（20年）	600,000,000	678,414,000	
第153回利付国債（20年）	600,000,000	687,576,000	
第154回利付国債（20年）	600,000,000	679,722,000	

第155回利付国債（20年）	600,000,000	662,568,000	
第156回利付国債（20年）	700,000,000	711,571,000	
第157回利付国債（20年）	700,000,000	689,794,000	
第158回利付国債（20年）	700,000,000	720,727,000	
第159回利付国債（20年）	700,000,000	730,464,000	
第160回利付国債（20年）	700,000,000	741,020,000	
第161回利付国債（20年）	700,000,000	729,694,000	
第162回利付国債（20年）	700,000,000	728,987,000	
第163回利付国債（20年）	700,000,000	728,252,000	
第164回利付国債（20年）	700,000,000	716,261,000	
第165回利付国債（20年）	700,000,000	715,323,000	
第166回利付国債（20年）	700,000,000	737,947,000	
第167回利付国債（20年）	700,000,000	713,363,000	
第168回利付国債（20年）	700,000,000	700,000,000	
第169回利付国債（20年）	700,000,000	686,343,000	
第170回利付国債（20年）	700,000,000	684,992,000	
第171回利付国債（20年）	700,000,000	684,215,000	
第172回利付国債（20年）	700,000,000	695,702,000	
第173回利付国債（20年）	700,000,000	695,030,000	
国債証券 合計	38,600,000,000	44,976,262,000	
地方債証券	第1回東京都公募公債（30年）	400,000,000	493,704,000
	第6回東京都公募公債（30年）	100,000,000	134,327,000
	第7回東京都公募公債（30年）	100,000,000	134,564,000
	第24回東京都公募公債（20年）	100,000,000	118,105,000
	第25回東京都公募公債（20年）	200,000,000	233,652,000
	第26回東京都公募公債（20年）	600,000,000	700,404,000
	第27回東京都公募公債（20年）	300,000,000	349,347,000
	第28回東京都公募公債（20年）	100,000,000	115,661,000
	第30回東京都公募公債（20年）	400,000,000	462,416,000
	第31回東京都公募公債（20年）	400,000,000	449,000,000
	第32回東京都公募公債（20年）	600,000,000	679,974,000
	第33回東京都公募公債（20年）	700,000,000	679,847,000
	第34回東京都公募公債（20年）	500,000,000	520,840,000
	第35回東京都公募公債（20年）	700,000,000	710,717,000
	第37回東京都公募公債（20年）	800,000,000	794,176,000
	平成25年度第12回北海道公募公債（20年）	400,000,000	467,068,000
	平成26年度第4回北海道公募公債（20年）	200,000,000	232,516,000

平成26年度第12回北海道公募公債(20年)	200,000,000	226,058,000	
平成27年度第4回北海道公募公債(20年)	600,000,000	684,420,000	
平成27年度第12回北海道公募公債(20年)	200,000,000	222,618,000	
平成28年度第3回北海道公募公債(20年)	700,000,000	697,844,000	
平成29年度第11回北海道公募公債(20年)	200,000,000	206,424,000	
平成30年度第4回北海道公募公債(20年)	600,000,000	612,450,000	
平成30年度第5回北海道公募公債(20年)	646,240,000	653,839,782	
平成30年度第9回北海道公募公債(20年)	500,000,000	516,995,000	
平成30年度第10回北海道公募公債(20年)	461,600,000	468,897,896	
令和元年度第4回北海道公募公債(20年)	700,000,000	680,953,000	
令和元年度第5回北海道公募公債(20年)	682,080,000	678,628,675	
令和元年度第9回北海道公募公債(20年)	200,000,000	189,838,000	
第4回1号宮城県公募公債(20年)	350,000,000	355,967,500	
第4回2号宮城県公募公債(20年)	450,000,000	449,779,500	
第5回1号宮城県公募公債(20年)	462,500,000	458,462,375	
第5回2号宮城県公募公債(20年)	380,000,000	377,826,400	
第5回3号宮城県公募公債(20年)	380,000,000	376,561,000	
第17回神奈川県公募公債(20年)	200,000,000	236,308,000	
第19回神奈川県公募公債(20年)	300,000,000	351,393,000	
第20回神奈川県公募公債(20年)	500,000,000	581,805,000	
第21回神奈川県公募公債(20年)	200,000,000	233,750,000	
第22回神奈川県公募公債(20年)	200,000,000	235,820,000	

第23回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	118,527,000	
第25回神奈川県公募公債（20年）	400,000,000	464,448,000	
第26回神奈川県公募公債（20年）	600,000,000	691,248,000	
第27回神奈川県公募公債（20年）	600,000,000	685,962,000	
第28回神奈川県公募公債（20年）	300,000,000	324,951,000	
第29回神奈川県公募公債（20年）	600,000,000	679,644,000	
第30回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	111,586,000	
第31回神奈川県公募公債（20年）	200,000,000	218,586,000	
第32回神奈川県公募公債（20年）	200,000,000	194,242,000	
第33回神奈川県公募公債（20年）	500,000,000	518,930,000	
第34回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	103,954,000	
第36回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	103,208,000	
第37回神奈川県公募公債（20年）	200,000,000	203,222,000	
第40回神奈川県公募公債（20年）	800,000,000	762,408,000	
第42回神奈川県公募公債（20年）	500,000,000	487,675,000	
第2回大阪府公募公債	300,000,000	296,436,000	
第7回大阪府公募公債（20年）	620,000,000	724,687,000	
第8回大阪府公募公債（20年）	600,000,000	702,186,000	
第9回大阪府公募公債（20年）	100,000,000	117,245,000	
第10回大阪府公募公債（20年）	530,000,000	617,831,600	
第11回大阪府公募公債（20年）	500,000,000	586,110,000	
第12回大阪府公募公債（20年）	540,000,000	620,503,200	
第13回大阪府公募公債（20年）	700,000,000	784,196,000	
第14回大阪府公募公債（20年）	300,000,000	306,591,000	
第15回大阪府公募公債（20年）	600,000,000	628,524,000	
第17回大阪府公募公債（20年）	700,000,000	725,396,000	
平成23年度第5回京都府公募公債（20年）	400,000,000	466,072,000	

平成24年度第3回京都府公募公債 (20年)	600,000,000	693,630,000	
平成26年度第5回京都府公募公債 (20年)	600,000,000	690,078,000	
平成28年度第5回京都府公募公債 (20年)	600,000,000	595,224,000	
平成29年度第2回京都府公募公債 (15年)	500,000,000	508,975,000	
平成29年度第5回京都府公募公債 (20年)	100,000,000	103,461,000	
平成30年度第5回京都府公募公債 (20年)	600,000,000	622,158,000	
平成30年度第8回京都府公募公債 (20年)	450,000,000	457,857,000	
令和元年度第5回京都府公募公債 (20年)	400,000,000	380,728,000	
第1回兵庫県公募公債(18年)	400,000,000	445,412,000	
第14回兵庫県公募公債(15年)	200,000,000	204,314,000	
第6回兵庫県公募公債(20年)	644,770,000	654,693,010	
第13回兵庫県公募公債(20年)	500,000,000	586,310,000	
第15回兵庫県公募公債(20年)	600,000,000	693,450,000	
第16回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	116,494,000	
第19回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	115,906,000	
第20回兵庫県公募公債(20年)	200,000,000	231,124,000	
第21回兵庫県公募公債(20年)	300,000,000	347,415,000	
第22回兵庫県公募公債(20年)	500,000,000	570,845,000	
第24回兵庫県公募公債(20年)	200,000,000	224,260,000	
第26回兵庫県公募公債(20年)	300,000,000	312,762,000	
第28回兵庫県公募公債(20年)	700,000,000	688,233,000	
第30回兵庫県公募公債(20年)	300,000,000	309,201,000	
第32回兵庫県公募公債(20年)	400,000,000	413,072,000	
第35回兵庫県公募公債(20年)	600,000,000	613,746,000	
第37回兵庫県公募公債(20年)	500,000,000	499,740,000	
第38回兵庫県公募公債(20年)	300,000,000	293,298,000	
第10回静岡県公募公債(20年)	368,440,000	371,825,963	
第12回静岡県公募公債(20年)	568,440,000	568,866,330	
第2回静岡県公募公債(30年)	300,000,000	405,162,000	
第12回静岡県公募公債(20年)	230,000,000	272,172,800	
第14回静岡県公募公債(20年)	500,000,000	583,450,000	
第15回静岡県公募公債(20年)	450,000,000	524,565,000	
第18回静岡県公募公債(20年)	600,000,000	691,326,000	

第19回静岡県公募公債（20年）	300,000,000	338,400,000	
第22回静岡県公募公債（20年）	200,000,000	201,848,000	
第23回静岡県公募公債（20年）	100,000,000	103,527,000	
第24回静岡県公募公債（20年）	200,000,000	206,960,000	
第25回静岡県公募公債（20年）	600,000,000	609,666,000	
第26回静岡県公募公債（20年）	600,000,000	626,928,000	
第28回静岡県公募公債（20年）	700,000,000	679,182,000	
平成23年度第5回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	118,185,000	
平成23年度第16回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	116,923,000	
平成24年度第4回愛知県公募公債（20年）	200,000,000	232,250,000	
平成24年度第17回愛知県公募公債（20年）	400,000,000	473,428,000	
平成25年度第3回愛知県公募公債（20年）	200,000,000	229,742,000	
平成25年度第11回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	118,315,000	
平成26年度第4回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	115,996,000	
平成26年度第13回愛知県公募公債（20年）	600,000,000	683,628,000	
平成27年度第3回愛知県公募公債（20年）	700,000,000	775,768,000	
平成27年度第14回愛知県公募公債（20年）	200,000,000	222,196,000	
平成28年度第2回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	100,245,000	
平成28年度第12回愛知県公募公債（20年）	300,000,000	301,737,000	
平成29年度第12回愛知県公募公債（20年）	400,000,000	411,916,000	
平成30年度第2回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	101,920,000	
平成30年度第12回愛知県公募公債（20年）	300,000,000	313,080,000	
平成30年度第14回愛知県公募公債（20年）	540,000,000	542,673,000	
令和元年度第5回愛知県公募公債（20年）	400,000,000	387,064,000	
令和元年度第12回愛知県公募公債（20年）	285,000,000	282,383,700	

平成23年度第1回広島県公募公債 (20年)	100,000,000	116,885,000	
平成24年度第1回広島県公募公債 (20年)	600,000,000	699,030,000	
平成25年度第1回広島県公募公債 (20年)	300,000,000	354,219,000	
平成26年度第1回広島県公募公債 (20年)	600,000,000	686,748,000	
平成27年度第1回広島県公募公債 (20年)	500,000,000	561,510,000	
平成28年度第1回広島県公募公債 (20年)	200,000,000	201,002,000	
平成29年度第2回広島県公募公債 (20年)	700,000,000	720,258,000	
平成30年度第1回広島県公募公債 (20年)	700,000,000	716,037,000	
平成30年度第2回広島県公募公債 (20年)	600,000,000	622,740,000	
平成31年度第1回広島県公募公債 (20年)	700,000,000	694,582,000	
令和元年度第2回広島県公募公債 (20年)	400,000,000	380,324,000	
令和2年度第1回広島県公募公債 (20年)	800,000,000	776,336,000	
第3回埼玉県公募公債(15年)	500,000,000	511,130,000	
第11回埼玉県公募公債(20年)	200,000,000	236,612,000	
第12回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	116,525,000	
第13回埼玉県公募公債(20年)	600,000,000	695,766,000	
第14回埼玉県公募公債(20年)	600,000,000	696,144,000	
第15回埼玉県公募公債(20年)	400,000,000	445,668,000	
第16回埼玉県公募公債(20年)	200,000,000	224,670,000	
第18回埼玉県公募公債(20年)	500,000,000	496,280,000	
第20回埼玉県公募公債(20年)	300,000,000	310,521,000	
第21回埼玉県公募公債(20年)	500,000,000	516,430,000	
第22回埼玉県公募公債(20年)	600,000,000	613,758,000	
第23回埼玉県公募公債(20年)	300,000,000	308,688,000	
第24回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	99,424,000	
第25回埼玉県公募公債(20年)	450,000,000	436,851,000	
平成29年度第1回福岡県公募公債 (15年)	400,000,000	407,664,000	
平成30年度第2回福岡県公募公債 (15年)	600,000,000	619,464,000	

令和元年度第1回福岡県公募公債 (15年)	600,000,000	596,112,000	
令和元年度第2回福岡県公募公債 (15年)	400,000,000	397,328,000	
平成22年度第2回福岡県公募公債 (20年)	100,000,000	119,212,000	
平成23年度第2回福岡県公募公債 (20年)	100,000,000	116,489,000	
平成24年度第1回福岡県公募公債 (20年)	100,000,000	116,557,000	
平成24年度第2回福岡県公募公債 (20年)	600,000,000	694,032,000	
平成25年度第1回福岡県公募公債 (20年)	300,000,000	347,883,000	
平成25年度第2回福岡県公募公債 (20年)	100,000,000	118,465,000	
平成26年度第1回福岡県公募公債 (20年)	250,000,000	290,080,000	
平成26年度第2回福岡県公募公債 (20年)	300,000,000	345,060,000	
平成26年度第4回福岡県公募公債 (20年)	200,000,000	225,080,000	
平成27年度第1回福岡県公募公債 (20年)	500,000,000	565,770,000	
平成28年度第1回福岡県公募公債 (20年)	500,000,000	495,200,000	
平成28年度第4回福岡県公募公債 (20年)	600,000,000	631,794,000	
平成29年度第1回福岡県公募公債 (20年)	100,000,000	103,515,000	
令和元年度第1回福岡県公募公債 (20年)	600,000,000	587,028,000	
第9回千葉県公募公債(20年)	450,000,000	457,119,000	
第10回千葉県公募公債(20年)	300,000,000	349,281,000	
第11回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	117,531,000	
第12回千葉県公募公債(20年)	400,000,000	470,464,000	
第13回千葉県公募公債(20年)	550,000,000	641,135,000	
第14回千葉県公募公債(20年)	700,000,000	772,828,000	
第15回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	116,345,000	
第16回千葉県公募公債(20年)	600,000,000	696,360,000	
第17回千葉県公募公債(20年)	600,000,000	686,712,000	
第18回千葉県公募公債(20年)	600,000,000	666,972,000	
第19回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	111,626,000	

第23回千葉県公募公債（20年）	300,000,000	310,242,000	
第24回千葉県公募公債（20年）	200,000,000	204,436,000	
第25回千葉県公募公債（20年）	700,000,000	730,408,000	
第27回千葉県公募公債（20年）	800,000,000	767,448,000	
平成29年度第1回新潟県公募公債	700,000,000	722,722,000	
平成30年度第1回新潟県公募公債	700,000,000	725,312,000	
令和元年度第1回新潟県公募公債	800,000,000	761,456,000	
令和2年度第1回新潟県公募公債	800,000,000	792,856,000	
令和2年度第2回長野県公募公債	200,000,000	199,622,000	
平成30年度第2回茨城県公募公債	500,000,000	505,940,000	
令和元年度第2回茨城県公募公債	500,000,000	495,610,000	
令和2年度第2回茨城県公募公債	300,000,000	300,909,000	
第2回群馬県公募公債（20年）	370,000,000	367,998,300	
第2回群馬県公募公債（20年）	100,000,000	118,573,000	
第3回群馬県公募公債（20年）	600,000,000	697,074,000	
第4回群馬県公募公債（20年）	100,000,000	116,886,000	
第5回群馬県公募公債（20年）	600,000,000	695,154,000	
第6回群馬県公募公債（20年）	600,000,000	677,730,000	
第7回群馬県公募公債（20年）	700,000,000	693,763,000	
第9回群馬県公募公債（20年）	400,000,000	408,300,000	
第10回群馬県公募公債（20年）	500,000,000	488,480,000	
第11回群馬県公募公債（20年）	400,000,000	395,132,000	
平成30年度第1回大分県公募公債	300,000,000	303,414,000	
令和元年度第1回大分県公募公債	600,000,000	595,176,000	
令和2年度第1回大分県公募公債	585,000,000	585,175,500	
平成23年度第1回堺市公募公債（20年）	500,000,000	582,935,000	
平成24年度第1回堺市公募公債	600,000,000	700,980,000	
平成30年度第2回堺市公募公債	630,000,000	638,290,800	
令和元年度第2回堺市公募公債	570,000,000	567,606,000	
平成30年度第2回長崎県公募公債	500,000,000	510,655,000	
令和元年度第2回長崎県公募公債	400,000,000	395,700,000	
平成28年度第2回島根県公募公債（20年）	100,000,000	101,849,000	
平成29年度第2回島根県公募公債	700,000,000	718,725,000	
平成30年度第2回島根県公募公債	700,000,000	726,530,000	
令和元年度第2回島根県公募公債	400,000,000	380,324,000	
令和2年度第2回島根県公募公債	800,000,000	796,240,000	
平成30年度第1回栃木県公募公債	540,000,000	548,769,600	
令和元年度第1回栃木県公募公債	475,000,000	469,399,750	

平成30年度第1回奈良県公募公債	262,500,000	265,731,375	
令和元年度第1回奈良県公募公債	277,500,000	274,586,250	
第15回大阪市公募公債（20年）	250,000,000	297,472,500	
第17回大阪市公募公債（20年）	200,000,000	233,842,000	
第18回大阪市公募公債（20年）	700,000,000	789,068,000	
第19回大阪市公募公債（20年）	600,000,000	666,648,000	
第20回大阪市公募公債（20年）	200,000,000	223,716,000	
第21回大阪市公募公債（20年）	300,000,000	326,490,000	
第22回大阪市公募公債（20年）	700,000,000	697,193,000	
第24回大阪市公募公債（20年）	200,000,000	208,022,000	
第26回大阪市公募公債（20年）	500,000,000	517,480,000	
第27回大阪市公募公債（20年）	200,000,000	203,962,000	
第28回大阪市公募公債（20年）	437,500,000	442,802,500	
第29回大阪市公募公債（20年）	647,500,000	644,987,700	
第1回名古屋市公募公債（20年）	284,616,000	282,131,302	
第2回名古屋市公募公債（20年）	285,000,000	282,378,000	
第1回名古屋市公募公債（30年）	500,000,000	650,195,000	
第3回名古屋市公募公債（30年）	100,000,000	132,981,000	
第6回名古屋市公募公債（30年）	100,000,000	134,986,000	
第14回名古屋市公募公債（20年）	500,000,000	578,970,000	
第15回名古屋市公募公債（20年）	300,000,000	352,794,000	
第16回名古屋市公募公債（20年）	200,000,000	231,592,000	
第17回名古屋市公募公債（20年）	500,000,000	560,275,000	
第18回名古屋市公募公債（20年）	700,000,000	778,680,000	
第19回名古屋市公募公債（20年）	300,000,000	297,987,000	
第20回名古屋市公募公債（20年）	600,000,000	622,812,000	
第21回名古屋市公募公債（20年）	700,000,000	716,037,000	
第22回名古屋市公募公債（20年）	700,000,000	695,961,000	
第3回京都市公募公債（20年）	630,000,000	629,842,500	
第4回京都市公募公債（20年）	277,500,000	275,413,200	
第10回京都市公募公債（20年）	200,000,000	233,480,000	
第11回京都市公募公債（20年）	100,000,000	116,638,000	

第13回京都市公募公債（20年）	300,000,000	341,733,000	
第14回京都市公募公債（20年）	400,000,000	444,972,000	
第15回京都市公募公債（20年）	500,000,000	507,185,000	
第16回京都市公募公債（20年）	600,000,000	618,360,000	
第17回京都市公募公債（20年）	700,000,000	727,335,000	
第18回京都市公募公債（20年）	400,000,000	391,084,000	
平成22年度第9回神戸市公募公債（20年）	350,000,000	415,443,000	
平成23年度第4回神戸市公募公債（20年）	150,000,000	176,541,000	
平成23年度第14回神戸市公募公債（20年）	200,000,000	233,746,000	
平成24年度第3回神戸市公募公債（20年）	500,000,000	578,305,000	
平成24年度第12回神戸市公募公債（20年）	500,000,000	584,290,000	
平成25年度第12回神戸市公募公債（20年）	100,000,000	115,514,000	
平成26年度第3回神戸市公募公債（20年）	300,000,000	346,047,000	
平成27年度第9回神戸市公募公債（20年）	100,000,000	109,346,000	
平成28年度第9回神戸市公募公債（20年）	400,000,000	415,220,000	
平成29年度第5回神戸市公募公債（20年）	200,000,000	205,782,000	
平成30年度第6回神戸市公募公債（20年）	300,000,000	311,370,000	
令和元年度第6回神戸市公募公債（20年）	500,000,000	475,405,000	
第1回横浜市公募公債（30年）	500,000,000	653,260,000	
第2回横浜市公募公債（30年）	500,000,000	647,510,000	
第4回横浜市公募公債（30年）	210,000,000	278,369,700	
第25回横浜市公募公債（20年）	400,000,000	466,240,000	
第26回横浜市公募公債（20年）	300,000,000	353,103,000	
第27回横浜市公募公債（20年）	300,000,000	347,883,000	
第28回横浜市公募公債（20年）	300,000,000	348,450,000	
第29回横浜市公募公債（20年）	200,000,000	231,708,000	
第30回横浜市公募公債（20年）	550,000,000	627,654,500	
第31回横浜市公募公債（20年）	300,000,000	335,223,000	
第35回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	100,857,000	
第40回横浜市公募公債（20年）	700,000,000	715,533,000	

第42回横浜市公募公債（20年）	373,200,000	379,346,604	
平成23年度第3回札幌市公募公債（20年）	600,000,000	707,184,000	
平成24年度第1回札幌市公募公債	600,000,000	702,690,000	
平成24年度第4回札幌市公募公債（20年）	200,000,000	231,322,000	
平成24年度第11回札幌市公募公債（20年）	100,000,000	117,964,000	
平成25年度第1回札幌市公募公債（20年）	200,000,000	235,004,000	
平成25年度第10回札幌市公募公債（20年）	300,000,000	346,968,000	
平成26年度第1回札幌市公募公債（20年）	500,000,000	579,015,000	
平成26年度第10回札幌市公募公債（20年）	400,000,000	451,076,000	
平成27年度第3回札幌市公募公債（20年）	200,000,000	224,466,000	
平成29年度第5回札幌市公募公債（20年）	600,000,000	617,346,000	
平成30年度第1回札幌市公募公債（20年）	350,000,000	353,874,500	
平成30年度第8回札幌市公募公債（20年）	700,000,000	720,286,000	
令和元年度第4回札幌市公募公債（20年）	292,110,000	289,130,478	
令和2年度第5回札幌市公募公債（20年）	700,000,000	694,337,000	
第14回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	116,971,000	
第15回川崎市公募公債（20年）	300,000,000	350,457,000	
第18回川崎市公募公債（20年）	600,000,000	695,196,000	
第20回川崎市公募公債（20年）	200,000,000	221,948,000	
第21回川崎市公募公債（20年）	200,000,000	221,760,000	
第22回川崎市公募公債（20年）	600,000,000	600,606,000	
第23回川崎市公募公債（20年）	300,000,000	307,647,000	
第24回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	104,431,000	
第27回川崎市公募公債（20年）	300,000,000	306,657,000	
第28回川崎市公募公債（20年）	360,000,000	365,878,800	
第29回川崎市公募公債（20年）	555,000,000	553,851,150	
第30回川崎市公募公債（20年）	600,000,000	571,806,000	
第31回川崎市公募公債（20年）	380,000,000	375,702,200	
第33回川崎市公募公債（20年）	600,000,000	595,212,000	

第6回北九州市公募公債（20年）	663,040,000	657,271,552	
第10回北九州市公募公債（20年）	250,000,000	296,030,000	
第11回北九州市公募公債（20年）	500,000,000	591,965,000	
第13回北九州市公募公債（20年）	400,000,000	465,108,000	
第14回北九州市公募公債（20年）	600,000,000	701,376,000	
第15回北九州市公募公債（20年）	100,000,000	116,748,000	
第16回北九州市公募公債（20年）	100,000,000	116,193,000	
第17回北九州市公募公債（20年）	600,000,000	694,788,000	
第18回北九州市公募公債（20年）	200,000,000	227,940,000	
第19回北九州市公募公債（20年）	600,000,000	680,586,000	
第20回北九州市公募公債（20年）	100,000,000	110,727,000	
平成23年度第4回福岡市公募公債（20年）	300,000,000	352,050,000	
平成24年度第2回福岡市公募公債（20年）	400,000,000	465,508,000	
平成24年度第6回福岡市公募公債（20年）	300,000,000	349,221,000	
平成25年度第1回福岡市公募公債（20年）	100,000,000	118,621,000	
平成25年度第6回福岡市公募公債（20年）	400,000,000	461,608,000	
平成26年度第2回福岡市公募公債（20年）	600,000,000	692,244,000	
平成26年度第6回福岡市公募公債（20年）	200,000,000	227,952,000	
平成27年度第6回福岡市公募公債（20年）	100,000,000	110,960,000	
平成28年度第6回福岡市公募公債（20年）	700,000,000	704,060,000	
平成30年度第7回福岡市公募公債（20年）	700,000,000	729,827,000	
平成30年度第8回福岡市公募公債（20年）	450,000,000	457,119,000	
平成31年度第2回福岡市公募公債（20年）	569,230,800	568,154,953	

平成31年度第3回福岡市公募公債 (20年)	600,000,000	595,356,000	
2019年度第5回福岡市公募公債 (20年)	300,000,000	290,175,000	
2019年度第7回福岡市公募公債 (20年)	500,000,000	481,330,000	
平成29年度第2回広島市公募公債	200,000,000	206,496,000	
平成29年度第4回広島市公募公債	600,000,000	619,182,000	
平成30年度第2回広島市公募公債	700,000,000	723,730,000	
平成30年度第4回広島市公募公債	700,000,000	730,534,000	
令和元年度第2回広島市公募公債	800,000,000	761,456,000	
令和元年度第4回広島市公募公債	400,000,000	391,080,000	
令和2年度第2回広島市公募公債	500,000,000	495,535,000	
平成29年度第1回仙台市公募公債	700,000,000	722,393,000	
平成30年度第1回仙台市公募公債	525,000,000	533,006,250	
平成30年度第2回仙台市公募公債	700,000,000	733,614,000	
令和元年度第1回仙台市公募公債	370,000,000	366,766,200	
令和元年度第2回仙台市公募公債	700,000,000	690,032,000	
平成24年度第2回福井県公募公債	100,000,000	116,807,000	
平成25年度第1回福井県公募公債	100,000,000	116,834,000	
平成26年度第1回福井県公募公債	100,000,000	115,362,000	
平成27年度第1回福井県公募公債	600,000,000	679,332,000	
平成28年度第1回福井県公募公債	700,000,000	679,434,000	
平成29年度第1回福井県公募公債	100,000,000	103,973,000	
平成30年度第1回福井県公募公債	500,000,000	508,100,000	
平成30年度第4回福井県公募公債	450,000,000	455,922,000	
令和元年度第1回福井県公募公債	400,000,000	386,900,000	
令和元年度第4回福井県公募公債	285,000,000	283,540,800	
令和2年度第1回福井県公募公債	600,000,000	598,086,000	
令和2年度第3回福井県公募公債	600,000,000	596,136,000	
平成30年度第1回徳島県公募公債	350,000,000	352,450,000	
令和元年度第1回徳島県公募公債	370,000,000	367,188,000	
令和2年度第1回徳島県公募公債	390,000,000	390,210,600	
平成29年度第1回岡山県公募公債	425,000,000	429,216,000	
平成30年度第1回岡山県公募公債	630,000,000	631,927,800	
令和元年度第1回岡山県公募公債	380,000,000	377,967,000	
第5回神奈川県住宅供給公社債券	600,000,000	607,836,000	
第6回神奈川県住宅供給公社債券	400,000,000	397,000,000	
第7回神奈川県住宅供給公社債券	300,000,000	293,178,000	
第1回川崎市土地開発公社債券	700,000,000	697,158,000	

第2回公営企業債券（30年）	100,000,000	125,573,000	
第3回公営企業債券（30年）	300,000,000	384,312,000	
第8回地方公共団体金融機構債券（30年）	200,000,000	259,170,000	
第12回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	118,290,000	
第13回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	118,838,000	
第17回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	116,833,000	
第19回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	116,785,000	
第21回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	116,805,000	
第24回地方公共団体金融機構債券（20年）	500,000,000	579,980,000	
第32回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	115,930,000	
第33回地方公共団体金融機構債券（20年）	500,000,000	583,010,000	
第35回地方公共団体金融機構債券（20年）	300,000,000	346,584,000	
第37回地方公共団体金融機構債券（20年）	200,000,000	230,624,000	
第40回地方公共団体金融機構債券（20年）	600,000,000	680,766,000	
第42回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	108,432,000	
第44回地方公共団体金融機構債券（20年）	300,000,000	337,719,000	
第46回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	111,142,000	
第51回地方公共団体金融機構債券（20年）	400,000,000	397,848,000	
第67回地方公共団体金融機構債券（20年）	200,000,000	203,016,000	
第77回地方公共団体金融機構債券（20年）	500,000,000	473,375,000	
第79回地方公共団体金融機構債券（20年）	400,000,000	388,356,000	
第80回地方公共団体金融機構債券（20年）	500,000,000	486,190,000	
第83回地方公共団体金融機構債券（20年）	400,000,000	394,724,000	

第11回広島県・広島市折半保証広島高速道路債券	300,000,000	310,506,000	
第10回大阪府住宅供給公社債券	300,000,000	302,019,000	
第12回大阪府住宅供給公社債券	500,000,000	500,880,000	
第134回愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券	500,000,000	507,030,000	
第135回愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券	400,000,000	414,912,000	
第151回愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券	500,000,000	475,055,000	
第121回福岡北九州高速道路債券	400,000,000	468,912,000	
第147回福岡北九州高速道路債券	500,000,000	506,165,000	
第148回福岡北九州高速道路債券	500,000,000	514,830,000	
第150回福岡北九州高速道路債券	600,000,000	598,356,000	
第13回東京都住宅供給公社債券	400,000,000	473,484,000	
第24回東京都住宅供給公社債券	500,000,000	495,665,000	
第26回東京都住宅供給公社債券	600,000,000	607,848,000	
第29回東京都住宅供給公社債券	200,000,000	203,768,000	
第30回東京都住宅供給公社債券	175,000,000	177,145,500	
第32回東京都住宅供給公社債券	300,000,000	282,129,000	
第33回東京都住宅供給公社債券	285,000,000	281,554,350	
第35回東京都住宅供給公社債券	500,000,000	496,425,000	
第36回東京都住宅供給公社債券	400,000,000	394,416,000	
第37回東京都住宅供給公社債券	200,000,000	197,208,000	
地方債証券 合計	165,298,766,800	175,930,772,945	
特殊債券	第61回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	137,900,000
	第127回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	354,615,000
	第130回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	590,855,000
	第134回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	238,580,000
	第138回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,464,000
	第141回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	352,638,000
	第143回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	233,188,000
	第146回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	233,340,000

第148回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	116,802,000	
第153回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	584,585,000	
第160回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,204,000	
第169回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	231,452,000	
第171回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	574,770,000	
第174回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	347,712,000	
第176回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	231,982,000	
第178回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	582,535,000	
第183回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	468,816,000	
第185回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	470,416,000	
第187回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	699,402,000	
第188回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	567,990,000	
第196回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	591,925,000	
第199回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	705,090,000	
第203回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	115,817,000	
第205回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	578,115,000	
第208回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	697,188,000	
第210回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	231,734,000	
第212回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	576,855,000	
第219回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	461,228,000	
第221回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	576,235,000	
第223回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	573,850,000	

第226回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	571,930,000	
第228回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	572,365,000	
第230回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	568,620,000	
第233回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	567,480,000	
第235回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	561,445,000	
第237回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	544,240,000	
第239回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	557,195,000	
第242回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	561,290,000	
第245回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	663,246,000	
第246回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	335,850,000	
第250回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	680,280,000	
第252回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	790,041,000	
第255回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	112,587,000	
第257回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	112,195,000	
第262回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	777,497,000	
第264回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	222,202,000	
第272回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	711,095,000	
第278回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	491,155,000	
第284回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	484,120,000	
第293回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	502,010,000	
第296回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	204,510,000	
第298回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	512,810,000	

第301回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	621,828,000	
第304回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	738,101,000	
第307回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,546,000	
第314回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	619,218,000	
第316回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,819,000	
第322回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	615,774,000	
第325回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,391,000	
第328回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	617,298,000	
第331回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	718,200,000	
第343回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,423,000	
第349回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	713,853,000	
第352回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,986,000	
第358回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	722,764,000	
第361回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	516,330,000	
第364回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	729,806,000	
第367回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,963,000	
第370回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	718,487,000	
第373回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	708,330,000	
第376回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	700,546,000	
第379回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	695,170,000	
第21回政府保証民間都市開発債券	300,000,000	308,811,000	
第22回政府保証民間都市開発債券	1,000,000,000	957,660,000	
第23回政府保証民間都市開発債券	800,000,000	787,552,000	
特殊債券 合計	32,700,000,000	35,572,302,000	

社債券	第14回新関西国際空港株式会社社債	600,000,000	670,872,000	
	第16回新関西国際空港株式会社社債	300,000,000	333,792,000	
	第18回新関西国際空港株式会社社債	500,000,000	511,955,000	
	第23回新関西国際空港株式会社社債	700,000,000	695,219,000	
	第79回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	700,000,000	709,233,000	
	第97回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	700,000,000	708,008,000	
	第108回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	700,000,000	691,747,000	
	第113回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	400,000,000	381,512,000	
	第125回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	700,000,000	682,913,000	
	第130回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	500,000,000	496,805,000	
	第135回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	500,000,000	497,990,000	
	第34回日本政策投資銀行債券	200,000,000	268,590,000	
	第2回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	132,428,000	
	第4回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	262,248,000	
	第43回日本高速道路保有・債務返済機構債券（指定金融機関等限）	700,000,000	701,757,000	
	第69回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	119,494,000	
	第83回日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	588,235,000	
	第95回日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	583,730,000	
	第124回日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	576,285,000	
	第150回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	110,236,000	
	第191回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	206,414,000	
	第194回日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	514,005,000	
	第210回日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	723,450,000	

第9回道路債券	100,000,000	128,838,000	
第21回道路債券	100,000,000	129,232,000	
第28回道路債券	500,000,000	655,250,000	
第33回道路債券	100,000,000	133,067,000	
第43回道路債券	200,000,000	261,256,000	
第18回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	119,310,000	
第124回都市再生債券	300,000,000	293,268,000	
第128回都市再生債券	500,000,000	496,755,000	
第131回都市再生債券	500,000,000	503,835,000	
第133回都市再生債券	200,000,000	209,730,000	
第141回都市再生債券	100,000,000	102,807,000	
第145回都市再生債券	300,000,000	305,961,000	
第150回都市再生債券	500,000,000	519,235,000	
第156回都市再生債券	400,000,000	388,196,000	
第157回都市再生債券	400,000,000	378,732,000	
第160回都市再生債券	600,000,000	581,526,000	
第167回都市再生債券	300,000,000	295,947,000	
第62回独立行政法人福祉医療機構債券	400,000,000	399,272,000	
第6回中部国際空港株式会社社債	500,000,000	501,345,000	
第69回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	241,542,000	
第75回一般担保住宅金融支援機構債券	210,000,000	248,887,800	
第81回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	117,406,000	
第88回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	116,926,000	
第94回一般担保住宅金融支援機構債券	500,000,000	586,860,000	
第97回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	117,711,000	
第106回一般担保住宅金融支援機 構債券	100,000,000	116,750,000	
第109回一般担保住宅金融支援機 構債券	200,000,000	233,568,000	
第115回一般担保住宅金融支援機 構債券	500,000,000	585,790,000	
第118回一般担保住宅金融支援機 構債券	100,000,000	117,314,000	

第120回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	470,432,000	
第125回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	118,548,000	
第127回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	356,601,000	
第130回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	233,726,000	
第159回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	330,471,000	
第166回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	111,574,000	
第211回一般担保住宅金融支援機構債券	500,000,000	507,140,000	
第220回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	205,128,000	
第223回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	202,434,000	
第239回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	302,760,000	
第255回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	201,742,000	
第257回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	300,633,000	
第279回一般担保住宅金融支援機構債券	800,000,000	790,600,000	
第283回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	394,440,000	
第308回一般担保住宅金融支援機構債券	400,000,000	395,872,000	
第21回成田国際空港株式会社社債	500,000,000	496,460,000	
第23回成田国際空港株式会社社債	700,000,000	720,195,000	
第25回成田国際空港株式会社社債	300,000,000	306,987,000	
第27回成田国際空港株式会社社債	600,000,000	612,816,000	
第30回成田国際空港株式会社社債	700,000,000	725,312,000	
第35回成田国際空港株式会社社債	100,000,000	94,511,000	
第36回成田国際空港株式会社社債	400,000,000	399,648,000	
第37回成田国際空港株式会社社債	300,000,000	291,078,000	
第39回成田国際空港株式会社社債	600,000,000	597,102,000	
第40回成田国際空港株式会社社債	500,000,000	497,970,000	
第41回成田国際空港株式会社社債	600,000,000	596,820,000	
第7回国際協力機構債券	100,000,000	117,768,000	
第15回国際協力機構債券	300,000,000	348,600,000	

第19回国際協力機構債券	100,000,000	116,894,000	
第21回国際協力機構債券	100,000,000	117,197,000	
第25回国際協力機構債券	600,000,000	690,576,000	
第27回国際協力機構債券	400,000,000	457,388,000	
第33回国際協力機構債券	100,000,000	110,316,000	
第36回国際協力機構債券	100,000,000	98,328,000	
第39回国際協力機構債券	400,000,000	418,092,000	
第43回国際協力機構債券	700,000,000	717,976,000	
第45回国際協力機構債券	600,000,000	609,042,000	
第49回国際協力機構債券	300,000,000	290,643,000	
第54回国際協力機構債券	600,000,000	592,608,000	
第56回国際協力機構債券	700,000,000	692,405,000	
第58回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	600,000,000	708,354,000	
第63回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	400,000,000	461,304,000	
第69回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	570,770,000	
第75回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	221,164,000	
第78回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	105,513,000	
第81回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	223,134,000	
第90回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	498,505,000	
第96回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	700,000,000	701,379,000	
第99回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	522,270,000	
第102回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	508,570,000	
第106回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	513,100,000	
第113回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	205,634,000	
第115回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	100,985,000	
第118回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	400,000,000	412,792,000	
第121回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	500,000,000	511,260,000	

第127回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	600,000,000	595,242,000	
第36回大成建設株式会社無担保社債	400,000,000	400,204,000	
第20回株式会社大林組無担保社債	200,000,000	203,578,000	
第22回株式会社大林組無担保社債	600,000,000	601,764,000	
第23回株式会社大林組無担保社債	500,000,000	499,780,000	
第23回清水建設株式会社無担保社債	800,000,000	803,168,000	
第24回清水建設株式会社無担保社債	200,000,000	199,476,000	
第25回清水建設株式会社無担保社債	200,000,000	196,766,000	
第26回清水建設株式会社無担保社債	300,000,000	299,595,000	
第11回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	700,000,000	705,390,000	
第12回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	600,000,000	594,036,000	
第13回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	500,000,000	500,405,000	
第14回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債	500,000,000	499,850,000	
第44回鹿島建設株式会社無担保社債	300,000,000	299,436,000	
第46回鹿島建設株式会社無担保社債	300,000,000	298,698,000	
第8回西松建設株式会社無担保社債	800,000,000	796,080,000	
第10回西松建設株式会社無担保社債	500,000,000	499,975,000	
第23回前田建設工業株式会社無担保社債	400,000,000	400,492,000	
第26回前田建設工業株式会社無担保社債	300,000,000	298,743,000	
第3回戸田建設株式会社無担保社債	400,000,000	400,020,000	
第3回五洋建設株式会社無担保社債	500,000,000	500,835,000	
第3回住友林業株式会社無担保社債	600,000,000	601,206,000	
第4回住友林業株式会社無担保社債	400,000,000	400,452,000	
第5回住友林業株式会社無担保社債	400,000,000	399,052,000	
第8回住友林業株式会社無担保社債	500,000,000	498,295,000	
第9回住友林業株式会社無担保社債	700,000,000	689,234,000	
第12回大和ハウス工業株式会社無担保社債	700,000,000	699,986,000	

第13回大和ハウス工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,906,000	
第19回積水ハウス株式会社無担保社債	500,000,000	499,865,000	
第21回積水ハウス株式会社無担保社債	800,000,000	797,240,000	
第3回協和エクシオ株式会社無担保社債	200,000,000	199,840,000	
第4回協和エクシオ株式会社無担保社債	500,000,000	496,335,000	
第5回協和エクシオ株式会社無担保社債	200,000,000	197,374,000	
第1回高砂熱学工業株式会社無担保社債	200,000,000	200,384,000	
第1回株式会社日清製粉グループ本社無担保社債	600,000,000	590,634,000	
第1回パーソルホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	699,888,000	
第13回森永乳業株式会社無担保社債	500,000,000	510,595,000	
第14回森永乳業株式会社無担保社債	100,000,000	102,200,000	
第15回森永乳業株式会社無担保社債	700,000,000	701,071,000	
第16回森永乳業株式会社無担保社債	200,000,000	200,150,000	
第17回森永乳業株式会社無担保社債	400,000,000	391,912,000	
第7回明治ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	300,606,000	
第8回明治ホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	400,168,000	
第1回雪印メグミルク株式会社無担保社債	800,000,000	798,832,000	
第10回日本ハム株式会社無担保社債	200,000,000	199,756,000	
第11回日本ハム株式会社無担保社債	700,000,000	698,103,000	
第12回日本ハム株式会社無担保社債	600,000,000	597,042,000	
第32回サッポロホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	300,102,000	
第33回サッポロホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	593,886,000	

第34回サッポロホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	490,735,000	
第10回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	800,568,000	
第12回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	699,559,000	
第9回キリンホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	603,546,000	
第10回キリンホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	508,645,000	
第11回キリンホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	300,306,000	
第12回キリンホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	498,940,000	
第13回キリンホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	788,296,000	
第17回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,659,000	
第14回宝ホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	499,880,000	
第15回宝ホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	400,528,000	
第16回宝ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,054,000	
第6回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	802,432,000	
第3回コカ・コーラウエスト株式会社無担保社債	500,000,000	502,295,000	
第1回コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス社債	800,000,000	797,736,000	
第2回コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス社債	800,000,000	794,784,000	
第3回コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス社債	600,000,000	591,702,000	
第3回サントリー食品インターナショナル株式会社無担保社債	500,000,000	499,755,000	
第2回株式会社伊藤園無担保社債	600,000,000	598,746,000	
第10回日清オイリオグループ株式会社無担保社債	300,000,000	305,967,000	
第11回日清オイリオグループ株式会社無担保社債	100,000,000	100,087,000	
第12回日清オイリオグループ株式会社無担保社債	300,000,000	299,604,000	
第5回不二製油グループ本社株式会社無担保社債	200,000,000	200,748,000	

第2回株式会社J一オイルミルズ無担保社債	600,000,000	599,622,000	
第33回双日株式会社無担保社債	400,000,000	402,544,000	
第35回双日株式会社無担保社債	300,000,000	300,399,000	
第7回キッコーマン株式会社無担保社債	400,000,000	403,480,000	
第24回味の素株式会社無担保社債	500,000,000	501,410,000	
第25回味の素株式会社無担保社債	700,000,000	703,486,000	
第3回キューピー株式会社無担保社債	700,000,000	698,782,000	
第22回株式会社ニチレイ無担保社債	600,000,000	600,882,000	
第23回株式会社ニチレイ無担保社債	600,000,000	600,042,000	
第24回株式会社ニチレイ無担保社債	700,000,000	700,427,000	
第25回株式会社ニチレイ無担保社債	300,000,000	299,613,000	
第11回日本たばこ産業株式会社社債	100,000,000	101,704,000	
第12回日本たばこ産業株式会社社債	700,000,000	699,482,000	
第5回ヒューリック株式会社無担保社債	300,000,000	306,312,000	
第8回ヒューリック株式会社無担保社債	700,000,000	696,542,000	
第4回J. フロント リテイリング株式会社無担保社債	300,000,000	301,008,000	
第6回J. フロント リテイリング株式会社無担保社債	700,000,000	695,464,000	
第42回東洋紡株式会社無担保社債	500,000,000	495,920,000	
第4回トヨタ紡織株式会社無担保社債	300,000,000	299,706,000	
第5回トヨタ紡織株式会社無担保社債	300,000,000	298,761,000	
第5回野村不動産ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	307,725,000	
第8回野村不動産ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	300,042,000	
第14回森ビル株式会社無担保社債	300,000,000	305,844,000	
第17回森ビル株式会社無担保社債	100,000,000	100,159,000	
第20回森ビル株式会社無担保社債	500,000,000	499,950,000	
第21回森ビル株式会社無担保社債	600,000,000	598,428,000	

第8回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	300,063,000	
第13回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	497,680,000	
第11回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	300,000,000	301,800,000	
第28回東レ株式会社無担保社債	200,000,000	202,090,000	
第29回東レ株式会社無担保社債	100,000,000	101,960,000	
第30回東レ株式会社無担保社債	700,000,000	700,644,000	
第31回東レ株式会社無担保社債	600,000,000	601,776,000	
第33回東レ株式会社無担保社債	400,000,000	398,292,000	
第7回株式会社クラレ無担保社債	500,000,000	499,470,000	
第8回株式会社クラレ無担保社債	600,000,000	597,516,000	
第10回旭化成株式会社無担保社債	400,000,000	399,720,000	
第11回旭化成株式会社無担保社債	500,000,000	498,865,000	
第12回旭化成株式会社無担保社債	500,000,000	494,655,000	
第15回旭化成株式会社無担保社債	500,000,000	498,425,000	
第33回王子製紙株式会社無担保社債	700,000,000	703,444,000	
第34回王子製紙株式会社無担保社債	200,000,000	201,136,000	
第35回王子製紙株式会社無担保社債	300,000,000	301,692,000	
第40回王子ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	696,962,000	
第25回北越紀州製紙株式会社無担保社債	600,000,000	600,054,000	
第26回北越紀州製紙株式会社無担保社債	500,000,000	500,215,000	
第27回北越コーポレーション株式会社無担保社債	600,000,000	600,318,000	
第22回レンゴー株式会社無担保社債	700,000,000	702,723,000	
第25回レンゴー株式会社無担保社債	200,000,000	199,708,000	
第27回レンゴー株式会社無担保社債	800,000,000	788,352,000	
第1回株式会社マクロミル無担保社債	200,000,000	199,942,000	
第49回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	102,405,000	
第54回住友化学株式会社無担保社債	500,000,000	500,885,000	

第56回住友化学株式会社無担保社債	700,000,000	699,986,000	
第57回住友化学株式会社無担保社債	200,000,000	200,404,000	
第59回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	99,691,000	
第61回住友化学株式会社無担保社債	400,000,000	398,776,000	
第6回株式会社クレハ無担保社債	600,000,000	599,724,000	
第21回デンカ株式会社無担保社債	600,000,000	598,884,000	
第22回デンカ株式会社無担保社債	500,000,000	495,935,000	
第10回イビデン株式会社無担保社債	600,000,000	596,250,000	
第3回エア・ウォーター株式会社無担保社債	400,000,000	399,188,000	
第4回エア・ウォーター株式会社無担保社債	600,000,000	600,012,000	
第6回エア・ウォーター株式会社無担保社債	400,000,000	398,636,000	
第13回大陽日酸株式会社無担保社債	700,000,000	700,042,000	
第14回大陽日酸株式会社無担保社債	400,000,000	400,884,000	
第16回大陽日酸株式会社無担保社債	400,000,000	396,488,000	
第7回株式会社カネカ無担保社債	200,000,000	198,888,000	
第8回株式会社カネカ無担保社債	200,000,000	196,108,000	
第23回三菱瓦斯化学株式会社無担保社債	400,000,000	400,060,000	
第42回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	100,444,000	
第45回三井化学株式会社無担保社債	300,000,000	301,077,000	
第46回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	100,153,000	
第50回三井化学株式会社無担保社債	500,000,000	491,480,000	
第22回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	600,000,000	601,824,000	
第26回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	600,000,000	602,052,000	
第32回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	700,000,000	696,920,000	

第33回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	1,000,000,000	986,780,000	
第11回ダイセル化学工業株式会社無担保社債	500,000,000	500,135,000	
第12回ダイセル化学工業株式会社無担保社債	600,000,000	601,212,000	
第17回ダイセル化学工業株式会社無担保社債	200,000,000	201,436,000	
第6回積水化学工業株式会社無担保社債	700,000,000	700,329,000	
第7回積水化学工業株式会社無担保社債	500,000,000	491,440,000	
第7回日本ゼオン株式会社無担保社債	200,000,000	200,690,000	
第13回宇部興産株式会社無担保社債	500,000,000	499,755,000	
第4回日本化薬株式会社無担保社債	400,000,000	398,420,000	
第3回株式会社野村総合研究所無担保社債	600,000,000	600,786,000	
第4回株式会社野村総合研究所無担保社債	600,000,000	601,440,000	
第6回株式会社野村総合研究所無担保社債	500,000,000	495,085,000	
第3回株式会社電通無担保社債	700,000,000	701,778,000	
第1回株式会社ADEKA無担保社債	300,000,000	298,743,000	
第1回株式会社ツムラ無担保社債	500,000,000	500,365,000	
第2回株式会社ツムラ無担保社債	600,000,000	598,350,000	
第6回テルモ株式会社無担保社債	400,000,000	400,352,000	
第7回テルモ株式会社無担保社債	200,000,000	199,790,000	
第9回テルモ株式会社無担保社債	1,000,000,000	996,090,000	
第3回みらかホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	397,352,000	
第1回沢井製薬株式会社無担保社債	300,000,000	301,281,000	
第4回第一三共株式会社無担保社債	600,000,000	610,068,000	
第1回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,870,000	
第2回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	299,910,000	
第3回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	1,000,000,000	1,000,050,000	
第37回D I C株式会社無担保社債	100,000,000	103,142,000	
第41回D I C株式会社無担保社債	600,000,000	600,066,000	

第12回株式会社オリエンタルランド無担保社債	800,000,000	802,216,000	
第14回株式会社オリエンタルランド無担保社債	500,000,000	500,695,000	
第15回株式会社オリエンタルランド無担保社債	700,000,000	698,159,000	
第5回株式会社フジ・メディア・ホールディングス無担保社債	500,000,000	499,985,000	
第2回住友三井オートサービス株式会社無担保社債	800,000,000	800,888,000	
第4回住友三井オートサービス株式会社無担保社債	800,000,000	797,808,000	
第3回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	709,485,000	
第7回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	299,901,000	
第10回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,596,000	
第13回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	499,470,000	
第15回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	499,390,000	
第4回荒川化学工業株式会社無担保社債	500,000,000	498,400,000	
第4回出光興産株式会社無担保社債	400,000,000	400,664,000	
第5回出光興産株式会社無担保社債	200,000,000	200,282,000	
第6回出光興産株式会社無担保社債	700,000,000	700,119,000	
第8回出光興産株式会社無担保社債	200,000,000	199,156,000	
第9回出光興産株式会社無担保社債	400,000,000	395,680,000	
第6回JXホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	306,963,000	
第9回JXホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	102,144,000	
第13回JXホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	700,154,000	
第2回JXTGホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	702,163,000	
第13回横浜ゴム株式会社無担保社債	100,000,000	100,318,000	
第9回株式会社ブリヂストン無担保社債	500,000,000	499,940,000	
第10回株式会社ブリヂストン無担保社債	500,000,000	501,115,000	

第11回株式会社ブリヂストン無担保社債	800,000,000	800,696,000	
第13回株式会社ブリヂストン無担保社債	200,000,000	200,290,000	
第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	1,000,000,000	1,002,020,000	
第22回住友ゴム工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,341,000	
第3回バンドー化学株式会社無担保社債	200,000,000	200,436,000	
第15回旭硝子株式会社無担保社債	600,000,000	601,272,000	
第1回AGC株式会社無担保社債	700,000,000	700,763,000	
第15回住友大阪セメント株式会社無担保社債	600,000,000	600,624,000	
第25回太平洋セメント株式会社無担保社債	200,000,000	200,476,000	
第9回日本特殊陶業株式会社無担保社債	800,000,000	796,088,000	
第10回日本特殊陶業株式会社無担保社債	400,000,000	398,880,000	
第11回日本特殊陶業株式会社無担保社債	500,000,000	492,095,000	
第1回新日鐵住金株式会社無担保社債	400,000,000	398,688,000	
第3回新日鐵住金株式会社無担保社債	500,000,000	500,990,000	
第4回新日鐵住金株式会社無担保社債	100,000,000	99,727,000	
第5回新日鐵住金株式会社無担保社債	400,000,000	400,352,000	
第70回新日鐵住金株式会社無担保社債	100,000,000	101,043,000	
第3回日本製鉄株式会社無担保社債	700,000,000	686,168,000	
第22回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	609,798,000	
第25回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	499,260,000	
第28回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	495,295,000	
第29回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	589,974,000	
第29回住友金属鉱山株式会社無担保社債	400,000,000	401,976,000	
第30回住友金属鉱山株式会社無担保社債	400,000,000	399,744,000	

第31回住友金属鉱山株式会社無担保社債	700,000,000	695,961,000	
第32回住友金属鉱山株式会社無担保社債	800,000,000	782,376,000	
第26回住友電気工業株式会社無担保社債	700,000,000	698,145,000	
第13回三和ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	599,640,000	
第14回三和ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	589,188,000	
第9回LIXILグループ無担保社債	500,000,000	499,875,000	
第1回株式会社リクルートホールディングス無担保社債	700,000,000	699,685,000	
第2回株式会社リクルートホールディングス無担保社債	600,000,000	600,846,000	
第19回株式会社豊田自動織機無担保社債	200,000,000	200,988,000	
第29回株式会社豊田自動織機無担保社債	500,000,000	495,085,000	
第2回ナブテスコ株式会社無担保社債	600,000,000	599,946,000	
第4回住友重機械工業株式会社無担保社債	700,000,000	699,902,000	
第5回住友重機械工業株式会社無担保社債	500,000,000	498,975,000	
第6回住友重機械工業株式会社無担保社債	400,000,000	394,936,000	
第17回日立建機株式会社無担保社債	500,000,000	499,510,000	
第9回株式会社荏原製作所無担保社債	100,000,000	99,965,000	
第19回ダイキン工業株式会社無担保社債	200,000,000	203,844,000	
第22回ダイキン工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,832,000	
第23回ダイキン工業株式会社無担保社債	600,000,000	596,364,000	
第24回ダイキン工業株式会社無担保社債	600,000,000	590,844,000	
第27回ダイキン工業株式会社無担保社債	300,000,000	298,116,000	
第6回株式会社タダノ無担保社債	800,000,000	792,152,000	
第1回グローリー株式会社無担保社債	500,000,000	498,360,000	

第43回日本精工株式会社無担保社債	100,000,000	101,779,000	
第44回日本精工株式会社無担保社債	300,000,000	299,952,000	
第47回日本精工株式会社無担保社債	300,000,000	298,725,000	
第49回日本精工株式会社無担保社債	700,000,000	698,831,000	
第51回日本精工株式会社無担保社債	300,000,000	296,787,000	
第7回株式会社ジェイテクト無担保社債	400,000,000	397,300,000	
第9回株式会社ジェイテクト無担保社債	500,000,000	491,505,000	
第10回株式会社ジェイテクト無担保社債	600,000,000	594,468,000	
第5回株式会社ジェイテクト無担保社債	600,000,000	600,612,000	
第12回THK株式会社無担保社債	500,000,000	500,745,000	
第14回THK株式会社無担保社債	700,000,000	699,965,000	
第16回株式会社日立製作所無担保社債	600,000,000	611,364,000	
第29回富士電機株式会社無担保社債	500,000,000	501,005,000	
第30回富士電機株式会社無担保社債	100,000,000	99,489,000	
第3回日本電産株式会社無担保社債	600,000,000	607,566,000	
第8回日本電産株式会社無担保社債	800,000,000	797,048,000	
第9回日本電産株式会社無担保社債	800,000,000	798,760,000	
第10回日本電産株式会社無担保社債	800,000,000	796,304,000	
第50回日本電気株式会社無担保社債	500,000,000	500,640,000	
第53回日本電気株式会社無担保社債	300,000,000	300,072,000	
第15回セイコーホーリン株式会社無担保社債	300,000,000	300,555,000	
第16回セイコーホーリン株式会社無担保社債	400,000,000	401,076,000	
第17回セイコーホーリン株式会社無担保社債	700,000,000	699,545,000	
第22回セイコーホーリン株式会社無担保社債	800,000,000	798,328,000	

第13回パナソニック株式会社無担保社債	600,000,000	602,820,000	
第15回パナソニック株式会社無担保社債	500,000,000	500,250,000	
第17回パナソニック株式会社無担保社債	400,000,000	404,640,000	
第19回パナソニック株式会社無担保社債	600,000,000	595,170,000	
第31回ソニー株式会社無担保社債	500,000,000	500,290,000	
第32回ソニー株式会社無担保社債	100,000,000	100,298,000	
第33回ソニー株式会社無担保社債	300,000,000	300,804,000	
第35回ソニー株式会社無担保社債	400,000,000	395,544,000	
第36回ソニー株式会社無担保社債	700,000,000	687,106,000	
第6回TDK株式会社無担保社債	200,000,000	199,810,000	
第7回TDK株式会社無担保社債	800,000,000	797,968,000	
第5回株式会社堀場製作所無担保社債	700,000,000	688,961,000	
第6回株式会社堀場製作所無担保社債	600,000,000	585,822,000	
第15回株式会社デンソー無担保社債	1,000,000,000	995,400,000	
第5回スタンレー電気株式会社無担保社債	500,000,000	499,280,000	
第1回株式会社村田製作所無担保社債	700,000,000	699,755,000	
第2回株式会社村田製作所無担保社債	700,000,000	699,958,000	
第3回株式会社村田製作所無担保社債	800,000,000	796,920,000	
第1回東海理化電機製作所無担保社債	300,000,000	298,539,000	
第26回三菱重工業株式会社無担保社債	600,000,000	611,250,000	
第40回川崎重工業株式会社無担保社債	200,000,000	204,492,000	
第45回川崎重工業株式会社無担保社債	300,000,000	299,949,000	
第40回株式会社IHI無担保社債	300,000,000	300,264,000	
第43回株式会社IHI無担保社債	400,000,000	397,932,000	
第6回JA三井リース株式会社無担保社債	300,000,000	300,225,000	
第7回JA三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	100,101,000	

第8回 J A三井リース株式会社無担保社債	200, 000, 000	200, 818, 000	
第15回 J A三井リース株式会社無担保社債	600, 000, 000	600, 426, 000	
第4回昭和リース株式会社無担保社債	800, 000, 000	794, 672, 000	
第5回コンコルディア・フィナンシャルグループ（劣後）	500, 000, 000	497, 460, 000	
第7回コンコルディア・フィナンシャルグループ（劣後）	500, 000, 000	500, 110, 000	
第1回B号明治安田生命2016基金特定目的会社特定社債	400, 000, 000	400, 148, 000	
第1回日本生命2017基金特定目的会社特定社債	300, 000, 000	300, 126, 000	
第1回明治安田生命2017基金特定目的会社特定社債	600, 000, 000	600, 882, 000	
第4回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス無担保社債	700, 000, 000	701, 134, 000	
第7回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス無担保社債	800, 000, 000	798, 672, 000	
第14回トヨタ自動車株式会社無担保社債	100, 000, 000	101, 756, 000	
第16回アイシン精機株式会社無担保社債	600, 000, 000	594, 132, 000	
第13回本田技研工業株式会社無担保社債	800, 000, 000	796, 208, 000	
第14回本田技研工業株式会社無担保社債	800, 000, 000	790, 648, 000	
第1回株式会社SUBARU無担保社債	600, 000, 000	598, 524, 000	
第2回株式会社SUBARU無担保社債	700, 000, 000	694, 659, 000	
第4回豊田合成株式会社無担保社債	400, 000, 000	399, 668, 000	
第1回明治安田生命2018基金特定目的会社特定社債	700, 000, 000	701, 099, 000	
第1回日本生命2019基金流動化株式会社無担保社債（劣後）	800, 000, 000	799, 952, 000	
第1回明治安田生命2019基金特定目的会社特定社債	800, 000, 000	800, 216, 000	
第3回株式会社トプコン無担保社債	500, 000, 000	499, 455, 000	
第4回大日本印刷株式会社無担保社債	800, 000, 000	794, 248, 000	
第1回株式会社アシックス無担保社債	700, 000, 000	699, 993, 000	

第2回株式会社アシックス無担保社債	600,000,000	599,784,000	
第4回株式会社ニフコ無担保社債	500,000,000	498,450,000	
第5回株式会社ニフコ無担保社債	500,000,000	496,900,000	
第6回株式会社ニフコ無担保社債	700,000,000	685,867,000	
第59回伊藤忠商事株式会社無担保社債	200,000,000	200,536,000	
第67回伊藤忠商事株式会社無担保社債	100,000,000	101,306,000	
第87回丸紅株式会社無担保社債	200,000,000	201,358,000	
第102回丸紅株式会社無担保社債	300,000,000	305,769,000	
第5回長瀬産業株式会社無担保社債	200,000,000	200,904,000	
第6回長瀬産業株式会社無担保社債	400,000,000	398,724,000	
第7回長瀬産業株式会社無担保社債	600,000,000	591,258,000	
第16回豊田通商株式会社無担保社債	300,000,000	302,763,000	
第17回豊田通商株式会社無担保社債	100,000,000	101,868,000	
第18回豊田通商株式会社無担保社債	200,000,000	207,722,000	
第19回豊田通商株式会社無担保社債	100,000,000	103,812,000	
第1回ユニー・ファミリーマートホールディングス無担保社債	200,000,000	200,006,000	
第2回ユニー・ファミリーマートホールディングス無担保社債	800,000,000	800,184,000	
第63回三井物産株式会社無担保社債	200,000,000	225,686,000	
第73回三井物産株式会社無担保社債	800,000,000	800,000,000	
第75回三井物産株式会社無担保社債	700,000,000	695,828,000	
第6回日本紙パルプ商事株式会社無担保社債	400,000,000	397,772,000	
第39回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	101,589,000	
第46回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	101,319,000	
第76回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	100,217,000	
第78回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	101,051,000	
第79回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	101,118,000	

第30回阪和興業株式会社無担保社債	100,000,000	99,522,000	
第26回株式会社丸井グループ無担保社債	200,000,000	200,180,000	
第30回株式会社丸井グループ無担保社債	500,000,000	500,035,000	
第31回株式会社丸井グループ無担保社債	500,000,000	500,285,000	
第34回株式会社丸井グループ無担保社債	800,000,000	800,368,000	
第36回株式会社丸井グループ無担保社債	300,000,000	296,247,000	
第48回株式会社クレディセゾン無担保社債	200,000,000	204,734,000	
第50回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	102,405,000	
第4回株式会社新生銀行無担保社債	600,000,000	600,528,000	
第5回株式会社新生銀行無担保社債	400,000,000	400,348,000	
第6回株式会社新生銀行無担保社債	700,000,000	700,714,000	
第14回株式会社あおぞら銀行無担保社債	100,000,000	100,100,000	
第21回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	700,000,000	695,940,000	
第22回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	800,000,000	800,744,000	
第1回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	100,000,000	101,568,000	
第7回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（劣後）	200,000,000	213,350,000	
第12回株式会社りそなホールディングス無担保社債	500,000,000	499,865,000	
第18回株式会社りそなホールディングス無担保社債	600,000,000	599,790,000	
第20回株式会社りそなホールディングス無担保社債	500,000,000	499,975,000	
第23回株式会社りそなホールディングス無担保社債	600,000,000	599,052,000	
第1回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	200,000,000	202,550,000	
第3回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	430,000,000	432,248,900	
第6回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	800,000,000	798,784,000	
第15回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	600,000,000	600,774,000	

第4回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後）	725, 000, 000	726, 580, 500	
第8回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	600, 000, 000	685, 380, 000	
第88回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	200, 000, 000	225, 360, 000	
第23回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	600, 000, 000	710, 040, 000	
第24回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	400, 000, 000	456, 020, 000	
第26回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	200, 000, 000	213, 586, 000	
第29回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100, 000, 000	108, 007, 000	
第32回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	1, 100, 000, 000	1, 103, 542, 000	
第33回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100, 000, 000	108, 662, 000	
第1回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	400, 000, 000	405, 160, 000	
第4回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	800, 000, 000	843, 464, 000	
第7回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	480, 000, 000	488, 971, 200	
第9回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	240, 000, 000	238, 999, 200	
第13回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	130, 000, 000	129, 959, 700	
第14回株式会社三井住友フィナンシャルグループ（劣後）	710, 000, 000	709, 282, 900	
第8回株式会社りそな銀行無担保社債（劣後特約付）	100, 000, 000	100, 320, 000	
第9回株式会社りそな銀行無担保社債（劣後特約付）	500, 000, 000	552, 715, 000	
第11回株式会社りそな銀行無担保社債（劣後特約付）	200, 000, 000	202, 844, 000	
第12回株式会社りそな銀行無担保社債（劣後特約付）	800, 000, 000	886, 032, 000	
第1回株式会社千葉銀行無担保社債（劣後特約付）	600, 000, 000	604, 212, 000	
第4回株式会社群馬銀行無担保社債（劣後）	800, 000, 000	796, 240, 000	
第5回株式会社群馬銀行無担保社債（劣後）	800, 000, 000	794, 232, 000	

第8回三菱UFJ信託銀行株式会社無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	106,524,000	
第6回住友信託銀行株式会社無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	667,950,000	
第8回住友信託銀行株式会社無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	446,016,000	
第13回住友信託銀行株式会社無担保社債（劣後特約付）	300,000,000	328,134,000	
第15回住友信託銀行株式会社無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	101,407,000	
第10回株式会社セブン銀行無担保社債	500,000,000	506,965,000	
第11回株式会社セブン銀行無担保社債	500,000,000	507,160,000	
第12回株式会社セブン銀行無担保社債	500,000,000	505,750,000	
第9回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後）	600,000,000	601,194,000	
第10回みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	503,100,000	
第12回みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後）	300,000,000	301,263,000	
第21回みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後）	800,000,000	812,256,000	
第22回みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後）	800,000,000	801,232,000	
第24回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	200,550,000	
第25回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	544,070,000	
第28回株式会社三井住友銀行無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	655,884,000	
第5回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	109,432,000	
第7回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	225,308,000	
第9回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	555,460,000	
第15回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	237,478,000	
第18回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	433,764,000	
第20回株式会社みずほ銀行無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	405,912,000	

第14回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	100,000,000	100,117,000	
第15回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	500,000,000	502,365,000	
第17回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	500,000,000	500,685,000	
第23回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	500,000,000	499,140,000	
第3回NTTファイナンス株式会社無担保社債	600,000,000	606,606,000	
第5回NTTファイナンス株式会社無担保社債	600,000,000	601,518,000	
第45回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	500,000,000	492,280,000	
第25回東京センチュリー株式会社無担保社債	500,000,000	500,800,000	
第44回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	500,000,000	499,315,000	
第49回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	500,000,000	499,660,000	
第52回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	700,000,000	699,496,000	
第56回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	600,000,000	598,320,000	
第57回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	500,000,000	497,265,000	
第27回リコーリース株式会社無担保社債	600,000,000	600,540,000	
第33回リコーリース株式会社無担保社債	600,000,000	600,774,000	
第11回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	800,000,000	799,352,000	
第6回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	400,000,000	400,796,000	
第8回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	200,000,000	199,920,000	
第9回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	700,000,000	695,478,000	
第12回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	100,306,000	
第13回株式会社ジャックス無担保社債	200,000,000	200,998,000	
第17回株式会社ジャックス無担保社債	200,000,000	201,136,000	

第20回株式会社ジャックス無担保社債	300,000,000	301,491,000	
第9回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	500,000,000	502,345,000	
第19回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	500,000,000	503,485,000	
第55回日立キャピタル株式会社無担保社債	300,000,000	312,078,000	
第5回株式会社アプラスフィナンシャル無担保社債	600,000,000	596,706,000	
第6回株式会社アプラスフィナンシャル無担保社債	600,000,000	593,874,000	
第171回オリックス株式会社無担保社債	220,000,000	224,811,400	
第175回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	102,592,000	
第180回オリックス株式会社無担保社債	500,000,000	511,610,000	
第181回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	102,415,000	
第197回オリックス株式会社無担保社債	300,000,000	300,675,000	
第11回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	500,000,000	500,710,000	
第12回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	400,000,000	408,180,000	
第16回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	200,000,000	200,888,000	
第17回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	300,000,000	303,441,000	
第20回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	600,000,000	603,894,000	
第59回三菱UFJリース株式会社無担保社債	200,000,000	201,126,000	
第61回三菱UFJリース株式会社無担保社債	200,000,000	200,502,000	
第36回三菱UFJリース株式会社無担保社債	200,000,000	200,504,000	
第16回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	400,000,000	400,332,000	
第30回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	100,012,000	
第50回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,078,000	

第51回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,256,000	
第1回野村ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	699,363,000	
第3回ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	399,408,000	
第6回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	400,000,000	399,444,000	
第13回NECキャピタルソリューション株式会社無担保社債	600,000,000	601,002,000	
第42回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	117,145,000	
第43回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	100,278,000	
第45回三井不動産株式会社無担保社債	300,000,000	303,105,000	
第46回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	101,224,000	
第48回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	117,035,000	
第56回三井不動産株式会社無担保社債	400,000,000	400,112,000	
第66回三井不動産株式会社無担保社債	400,000,000	400,076,000	
第67回三井不動産株式会社無担保社債	300,000,000	299,550,000	
第71回三井不動産株式会社無担保社債	600,000,000	592,242,000	
第65回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	233,246,000	
第83回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	226,318,000	
第86回三菱地所株式会社無担保社債	300,000,000	340,938,000	
第93回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	231,762,000	
第113回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	103,331,000	
第118回三菱地所株式会社無担保社債	300,000,000	299,988,000	
第120回三菱地所株式会社無担保社債	300,000,000	298,617,000	
第125回三菱地所株式会社無担保社債	700,000,000	700,245,000	

第130回三菱地所株式会社無担保社債	700,000,000	692,965,000	
第94回住友不動産株式会社無担保社債	300,000,000	306,471,000	
第96回住友不動産株式会社無担保社債	200,000,000	204,286,000	
第97回住友不動産株式会社無担保社債	200,000,000	204,378,000	
第98回住友不動産株式会社無担保社債	500,000,000	510,980,000	
第104回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	102,374,000	
第108回住友不動産株式会社無担保社債	500,000,000	500,585,000	
第8回NTTファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	348,129,000	
第10回NTTファイナンス株式会社無担保社債	400,000,000	407,008,000	
第11回NTTファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	215,038,000	
第12回NTTファイナンス株式会社無担保社債	800,000,000	815,304,000	
第13回NTTファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	213,816,000	
第12回森トラスト総合リート投資法人無担保投資法人債	700,000,000	695,716,000	
第105回東武鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	625,254,000	
第111回東武鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	605,838,000	
第112回東武鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	505,460,000	
第116回東武鉄道株式会社無担保社債	900,000,000	907,191,000	
第119回東武鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	501,165,000	
第121回東武鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	785,080,000	
第123回東武鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	703,472,000	
第31回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	512,310,000	
第32回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	101,409,000	

第33回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	301,677,000	
第34回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	305,949,000	
第35回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	612,600,000	
第36回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	709,905,000	
第37回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	704,746,000	
第38回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	406,184,000	
第39回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	201,300,000	
第40回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	696,241,000	
第41回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	689,171,000	
第42回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	708,400,000	
第1回東急株式会社無担保社債	800,000,000	772,312,000	
第4回東急株式会社無担保社債	600,000,000	601,518,000	
第64回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	105,833,000	
第75回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	101,148,000	
第76回東京急行電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	541,775,000	
第78回東京急行電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	436,580,000	
第79回東京急行電鉄株式会社無担保社債	200,000,000	204,026,000	
第80回東京急行電鉄株式会社無担保社債	200,000,000	215,008,000	
第82回東京急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	656,802,000	
第83回東京急行電鉄株式会社無担保社債	200,000,000	202,660,000	
第84回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	101,060,000	
第85回東京急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	613,704,000	
第88回東京急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	708,680,000	

第38回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	646,356,000	
第39回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	537,890,000	
第40回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	300,000,000	307,464,000	
第41回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	711,515,000	
第42回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	712,817,000	
第43回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	1,000,000,000	1,001,300,000	
第44回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	587,166,000	
第45回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	602,532,000	
第60回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	101,264,000	
第68回小田急電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	643,920,000	
第72回小田急電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	503,530,000	
第74回小田急電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	714,616,000	
第77回小田急電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	610,188,000	
第80回小田急電鉄株式会社無担保社債	800,000,000	818,360,000	
第81回小田急電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	704,284,000	
第83回小田急電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	398,380,000	
第84回小田急電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	594,312,000	
第88回小田急電鉄株式会社無担保社債	800,000,000	806,720,000	
第26回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	114,141,000	
第31回京王電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	401,660,000	
第35回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	102,164,000	
第36回京王電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	503,830,000	

第37回京王電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	612,768,000	
第38回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	100,526,000	
第39回京王電鉄株式会社無担保社債	500,000,000	508,500,000	
第40回京王電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	596,436,000	
第42回京王電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	404,064,000	
第48回京成電鉄株式会社無担保社債	200,000,000	204,352,000	
第50回京成電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	604,224,000	
第52回京成電鉄株式会社無担保社債	600,000,000	615,048,000	
第53回京成電鉄株式会社無担保社債	1,000,000,000	1,016,020,000	
第54回京成電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	401,688,000	
第57回京成電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	399,336,000	
第28回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	124,333,000	
第45回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	112,782,000	
第47回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	112,642,000	
第49回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	563,085,000	
第51回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	228,348,000	
第55回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	115,563,000	
第57回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	349,260,000	
第65回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	349,368,000	
第67回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	352,923,000	
第71回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	400,000,000	461,740,000	
第73回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	117,469,000	

第83回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	216,912,000	
第86回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	344,445,000	
第91回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	345,732,000	
第103回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	400,000,000	452,964,000	
第106回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	106,722,000	
第120回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	509,875,000	
第124回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	307,575,000	
第127回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	700,000,000	712,663,000	
第143回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	800,000,000	780,920,000	
第15回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	227,574,000	
第17回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	115,416,000	
第21回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	347,910,000	
第23回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	232,492,000	
第26回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	235,406,000	
第28回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	934,584,000	
第36回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	227,734,000	
第38回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	442,464,000	
第40回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	438,588,000	
第41回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	208,492,000	
第44回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	500,850,000	
第45回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	706,524,000	
第61回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	800,832,000	

第6回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	101,000,000	103,163,420	
第32回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	340,983,000	
第34回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	342,162,000	
第37回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	230,964,000	
第41回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	800,000,000	920,368,000	
第42回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	233,246,000	
第46回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	116,459,000	
第51回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	300,000,000	352,284,000	
第58回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	232,568,000	
第63回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	230,576,000	
第65回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	581,300,000	
第69回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	600,000,000	679,494,000	
第70回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	110,256,000	
第72回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	700,000,000	781,298,000	
第73回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	700,000,000	749,539,000	
第75回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	109,449,000	
第76回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	110,813,000	
第77回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	109,647,000	
第78回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	214,020,000	
第79回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	500,000,000	493,100,000	
第2回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	107,464,000	
第6回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	114,430,000	
第8回東京地下鉄株式会社社債	200,000,000	228,240,000	
第10回東京地下鉄株式会社社債	500,000,000	587,290,000	

第13回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	114,352,000	
第14回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	115,779,000	
第16回東京地下鉄株式会社社債	300,000,000	310,965,000	
第18回東京地下鉄株式会社社債	700,000,000	682,521,000	
第23回東京地下鉄株式会社社債	700,000,000	712,145,000	
第26回東京地下鉄株式会社社債	600,000,000	610,134,000	
第29回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	101,230,000	
第38回東京地下鉄株式会社社債	600,000,000	585,768,000	
第41回東京地下鉄株式会社社債	300,000,000	300,945,000	
第49回東京地下鉄株式会社社債	300,000,000	298,911,000	
第1回株式会社西武ホールディングス無担保社債	600,000,000	600,702,000	
第2回株式会社西武ホールディングス無担保社債	500,000,000	494,610,000	
第3回株式会社西武ホールディングス無担保社債	700,000,000	695,877,000	
第2回株式会社鴻池運輸無担保社債	300,000,000	299,868,000	
第45回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	720,678,000	
第46回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	704,431,000	
第47回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	724,766,000	
第48回西日本鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	508,765,000	
第50回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	703,584,000	
第51回西日本鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	695,009,000	
第99回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	497,495,000	
第102回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	688,940,000	
第106回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	697,459,000	
第111回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	670,873,000	
第112回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	785,928,000	
第117回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	900,000,000	843,084,000	
第46回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	611,832,000	

第47回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	538,180,000	
第49回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	823,792,000	
第51回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	715,547,000	
第52回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	497,510,000	
第54回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	773,296,000	
第37回南海電気鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	204,584,000	
第40回南海電気鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	616,998,000	
第41回南海電気鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	708,337,000	
第42回南海電気鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	601,302,000	
第43回南海電気鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	716,282,000	
第44回南海電気鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	809,080,000	
第45回南海電気鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	715,722,000	
第46回南海電気鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	488,640,000	
第47回南海電気鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	299,907,000	
第24回京阪電気鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	308,262,000	
第25回京阪電気鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	100,421,000	
第28回京阪電気鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	818,464,000	
第29回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	600,000,000	602,760,000	
第30回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	700,266,000	
第31回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	201,458,000	
第32回京阪ホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	683,907,000	
第50回名古屋鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	207,356,000	

第52回名古屋鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	609,264,000	
第53回名古屋鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	619,512,000	
第54回名古屋鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	714,511,000	
第55回名古屋鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	610,500,000	
第56回名古屋鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	606,012,000	
第57回名古屋鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	513,285,000	
第58回名古屋鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	802,368,000	
第59回名古屋鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	388,200,000	
第63回名古屋鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	298,227,000	
第7回日本通運株式会社無担保社債	100,000,000	100,553,000	
第9回日本通運株式会社無担保社債	600,000,000	600,990,000	
第10回日本通運株式会社無担保社債	300,000,000	299,811,000	
第11回日本通運株式会社無担保社債	300,000,000	298,809,000	
第14回日本通運株式会社無担保社債	300,000,000	299,808,000	
第7回ニッコンホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	392,332,000	
第9回ニッコンホールディングス株式会社無担保社債	800,000,000	795,768,000	
第3回株式会社日立物流無担保社債	600,000,000	599,592,000	
第7回株式会社日立物流無担保社債	600,000,000	595,920,000	
第2回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	201,270,000	
第3回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	399,864,000	
第4回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	700,000,000	701,596,000	
第5回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	800,000,000	790,344,000	
第6回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	499,395,000	
第1回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	600,000,000	600,498,000	

第3回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	297,993,000	
第4回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	389,968,000	
第6回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	398,980,000	
第7回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	500,925,000	
第1回東京臨海高速鉄道株式会社無担保社債	500,000,000	498,685,000	
第1回日本航空株式会社無担保社債	700,000,000	674,709,000	
第2回日本航空株式会社無担保社債	600,000,000	597,258,000	
第3回日本航空株式会社無担保社債	500,000,000	470,035,000	
第5回日本航空株式会社無担保社債	500,000,000	489,930,000	
第7回日本航空株式会社無担保社債	800,000,000	733,520,000	
第30回ANAホールディングス株式会社無担保社債	700,000,000	695,667,000	
第15回三菱倉庫株式会社無担保社債	500,000,000	507,700,000	
第16回三菱倉庫株式会社無担保社債	300,000,000	299,820,000	
第17回三菱倉庫株式会社無担保社債	500,000,000	498,850,000	
第18回三菱倉庫株式会社無担保社債	700,000,000	686,868,000	
第19回三菱倉庫株式会社無担保社債	400,000,000	384,800,000	
第3回株式会社住友倉庫無担保社債	500,000,000	501,895,000	
第4回株式会社住友倉庫無担保社債	300,000,000	306,093,000	
第5回株式会社住友倉庫無担保社債	400,000,000	399,824,000	
第6回株式会社住友倉庫無担保社債	700,000,000	708,442,000	
第7回株式会社住友倉庫無担保社債	200,000,000	199,292,000	
第8回株式会社住友倉庫無担保社債	600,000,000	590,682,000	
第10回株式会社住友倉庫無担保社債	300,000,000	298,104,000	
第63回日本電信電話株式会社電信電話債券	500,000,000	506,465,000	
第20回KDDI株式会社無担保社債	700,000,000	712,649,000	
第21回KDDI株式会社無担保社債	500,000,000	508,820,000	
第22回KDDI株式会社無担保社債	700,000,000	697,270,000	

第24回KDDI株式会社無担保社債	700,000,000	700,770,000	
第25回KDDI株式会社無担保社債	400,000,000	400,612,000	
第26回KDDI株式会社無担保社債	100,000,000	99,917,000	
第27回KDDI株式会社無担保社債	700,000,000	698,558,000	
第29回KDDI株式会社無担保社債	800,000,000	798,896,000	
第20回株式会社NTTドコモ無担保社債	400,000,000	406,708,000	
第501回中部電力株式会社社債	200,000,000	205,090,000	
第503回中部電力株式会社社債	200,000,000	203,942,000	
第508回中部電力株式会社社債	200,000,000	200,584,000	
第511回中部電力株式会社社債	100,000,000	100,317,000	
第513回中部電力株式会社社債	300,000,000	300,651,000	
第530回中部電力株式会社社債	600,000,000	599,706,000	
第511回関西電力株式会社社債	600,000,000	606,126,000	
第512回関西電力株式会社社債	400,000,000	403,208,000	
第515回関西電力株式会社社債	600,000,000	606,378,000	
第518回関西電力株式会社社債	300,000,000	302,976,000	
第527回関西電力株式会社社債	500,000,000	503,090,000	
第378回中国電力株式会社社債	300,000,000	307,326,000	
第381回中国電力株式会社社債	100,000,000	102,756,000	
第383回中国電力株式会社社債	400,000,000	409,788,000	
第398回中国電力株式会社社債	400,000,000	405,500,000	
第402回中国電力株式会社社債	100,000,000	100,587,000	
第404回中国電力株式会社社債	100,000,000	100,787,000	
第311回北陸電力株式会社社債	200,000,000	207,978,000	
第314回北陸電力株式会社社債	100,000,000	101,052,000	
第318回北陸電力株式会社社債	450,000,000	452,047,500	
第321回北陸電力株式会社社債	300,000,000	302,883,000	
第322回北陸電力株式会社社債	500,000,000	505,245,000	
第475回東北電力株式会社社債	500,000,000	512,650,000	
第476回東北電力株式会社社債	100,000,000	101,797,000	
第491回東北電力株式会社社債	600,000,000	607,734,000	
第492回東北電力株式会社社債	400,000,000	404,804,000	
第496回東北電力株式会社社債	300,000,000	302,499,000	
第517回東北電力株式会社社債	100,000,000	99,913,000	
第281回四国電力株式会社社債	500,000,000	513,165,000	

第289回四国電力株式会社社債	100,000,000	100,505,000	
第296回四国電力株式会社社債	200,000,000	202,236,000	
第307回四国電力株式会社社債	300,000,000	298,626,000	
第309回四国電力株式会社社債	500,000,000	504,235,000	
第429回九州電力株式会社社債	300,000,000	308,583,000	
第437回九州電力株式会社社債	600,000,000	615,420,000	
第465回九州電力株式会社社債	500,000,000	503,775,000	
第489回九州電力株式会社社債	400,000,000	403,736,000	
第290回北海道電力株式会社社債	300,000,000	300,525,000	
第321回北海道電力株式会社社債	111,000,000	114,222,330	
第326回北海道電力株式会社社債	400,000,000	411,980,000	
第342回北海道電力株式会社社債	200,000,000	202,712,000	
第346回北海道電力株式会社社債	700,000,000	705,222,000	
第23回沖縄電力株式会社社債	200,000,000	203,064,000	
第25回沖縄電力株式会社社債	700,000,000	703,031,000	
第26回沖縄電力株式会社社債	700,000,000	701,610,000	
第27回沖縄電力株式会社社債	800,000,000	793,672,000	
第28回沖縄電力株式会社社債	300,000,000	298,293,000	
第38回電源開発株式会社無担保社債	300,000,000	307,530,000	
第39回電源開発株式会社無担保社債	200,000,000	205,014,000	
第40回電源開発株式会社無担保社債	200,000,000	205,256,000	
第49回電源開発株式会社無担保社債	300,000,000	303,459,000	
第6回東京電力パワーグリッド株式会社社債	200,000,000	204,046,000	
第7回東京電力パワーグリッド株式会社社債	200,000,000	201,136,000	
第8回東京電力パワーグリッド株式会社社債	500,000,000	508,735,000	
第10回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	100,622,000	
第12回東京電力パワーグリッド株式会社社債	500,000,000	503,340,000	
第30回東京電力パワーグリッド株式会社社債	600,000,000	607,890,000	
第31回東京電力パワーグリッド株式会社社債	600,000,000	612,612,000	
第26回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	107,109,000	

第35回東京瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	463,268,000	
第36回東京瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	458,912,000	
第37回東京瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	347,919,000	
第39回東京瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	796,593,000	
第41回東京瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	703,577,000	
第43回東京瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	713,062,000	
第46回東京瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	701,729,000	
第48回東京瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	306,729,000	
第52回東京瓦斯株式会社無担保社債	1,000,000,000	984,510,000	
第55回東京瓦斯株式会社無担保社債	800,000,000	759,952,000	
第32回大阪瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	457,352,000	
第33回大阪瓦斯株式会社無担保社債	600,000,000	672,756,000	
第31回東邦瓦斯株式会社無担保社債	600,000,000	612,042,000	
第36回東邦瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	325,548,000	
第38回東邦瓦斯株式会社無担保社債	500,000,000	510,275,000	
第13回広島ガス株式会社無担保社債	600,000,000	602,202,000	
第14回広島ガス株式会社無担保社債	800,000,000	797,176,000	
第16回西部瓦斯株式会社無担保社債	700,000,000	700,287,000	
第3回東京都競馬株式会社無担保社債	700,000,000	699,251,000	
第5回SCK株式会社無担保社債	500,000,000	500,105,000	
第6回SCK株式会社無担保社債	600,000,000	599,748,000	
第1回日鉄住金物産株式会社無担保社債	400,000,000	399,400,000	
第3回日鉄住金物産株式会社無担保社債	200,000,000	199,366,000	

第3回株式会社ファーストリティリング無担保社債	600, 000, 000	604, 722, 000	
第4回株式会社ファーストリティリング無担保社債	800, 000, 000	823, 480, 000	
第5回株式会社ファーストリティリング無担保社債	300, 000, 000	300, 414, 000	
第6回株式会社ファーストリティリング無担保社債	400, 000, 000	401, 908, 000	
第7回株式会社ファーストリティリング無担保社債	900, 000, 000	909, 243, 000	
社債券 合計	406, 907, 000, 000	413, 246, 319, 850	
合計	643, 505, 766, 800	669, 725, 656, 795	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2021年3月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	33,745,309,198 円
II 負債総額	43,656,927 円
III 純資産総額 (I - II)	33,701,652,271 円
IV 発行済数量	36,038,481,822 口
V 1単位当たり純資産額 (III／IV)	0.9352 円

(ご参考：親投資信託の現況)

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

2021年3月31日 現在

種類	金額
I 資産総額	673,172,050,842 円
II 負債総額	1,351,364,146 円
III 純資産総額 (I - II)	671,820,686,696 円
IV 発行済数量	549,879,060,662 口
V 1単位当たり純資産額 (III／IV)	1.2218 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

2021年3月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2021年3月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	174	2,958,139
単位型公社債投資信託	2	5,176
単位型株式投資信託	10	36,543
合計	186	2,999,860

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年6月1日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奈良昌彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	17,817,927	19,928,671
前払費用	208,412	207,883
未収委託者報酬	1,954,575	2,864,007
未収収益	1,951,601	2,126,212
未収入金	1,809	101,676
その他の流動資産	21,491	22,090
流動資産計	21,955,817	25,250,541
固定資産		
有形固定資産	* 1 509,917	* 1 576,200
建物	379,427	388,342
器具備品	130,490	187,858
無形固定資産	53,138	5,385
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウエア仮勘定	49,343	1,590
投資その他の資産	2,769,418	2,987,389
投資有価証券	43,201	65,610
関係会社株式	1,673,049	1,673,049
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	28,546	32,906
敷金	450,632	450,632
その他長期差入保証金	10,030	10,030
繰延税金資産	532,758	723,961
固定資産計	3,332,475	3,568,975
資産合計	25,288,293	28,819,517
負債の部		
流動負債		
未払金	2,534,676	2,555,940
未払手数料	872,217	1,315,027
その他未払金	1,662,458	1,240,912
未払費用	455,110	544,639
未払消費税等	73,427	367,506
未払法人税等	698,000	1,347,000
預り金	54,312	43,576
前受収益	3,353	3,128
賞与引当金	313,291	244,679
流動負債計	4,132,173	5,106,470
固定負債		
退職給付引当金	378,099	750,413
固定負債計	378,099	750,413
負債合計	4,510,272	5,856,883
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,775,924	22,965,811
資本剰余金	2,000,000	2,000,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	400,000	400,000
純資産合計	18,375,924	20,565,811

利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	17,875,924	20,065,811
特別償却準備金	16	0
繰越利益剰余金	17,875,907	20,065,811
評価・換算差額等	2,096	△ 3,177
その他有価証券評価差額金	2,096	△ 3,177
純資産合計	20,778,021	22,962,634
負債・純資産合計	25,288,293	28,819,517

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,725,446	16,536,369
運用受託報酬	9,897,931	9,077,029
投資助言報酬	69,049	60,786
その他営業収益	328,576	412,354
営業収益計	23,021,003	26,086,540
営業費用		
支払手数料	5,892,133	7,818,291
広告宣伝費	212,070	254,153
調査費	5,956,517	5,425,141
調査費	3,009,203	2,525,312
委託調査費	2,947,314	2,899,828
委託計算費	119,436	122,584
営業雑経費	238,392	285,550
通信費	32,765	35,052
印刷費	167,851	205,117
協会費	20,903	24,696
諸会費	8,374	12,157
図書費	8,498	8,525
営業費用計	12,418,551	13,905,720
一般管理費		
給料	3,450,052	3,509,999
役員報酬	117,075	112,566
給料・手当	2,360,494	2,541,727
賞与	972,483	855,706
交際費	19,897	17,797
寄付金	131	5,833
旅費交通費	200,290	174,094
租税公課	139,043	164,117
不動産賃借料	377,671	375,694
退職給付費用	113,433	466,387
賞与引当金繰入	313,291	244,679
固定資産減価償却費	106,175	118,517
法定福利費	567,366	580,893
福利厚生費	10,913	9,971
諸経費	480,371	482,967
一般管理費計	5,778,637	6,150,953
営業利益	4,823,815	6,029,866
営業外収益		

受取利息		421		434
受取配当金	* 1	5,041	* 1	4,704
匿名組合投資利益	* 1	59,798	* 1	39,334
雑益		16,161		10,094
営業外収益計		81,422		54,568
営業外費用				
為替差損		33,574		15,577
雑損		2,395		5,174
営業外費用計		35,970		20,752
経常利益		4,869,267		6,063,682
特別損失				
器具備品除却損		0		545
特別損失計		0		545
税引前当期純利益		4,869,267		6,063,137
法人税、住民税及び事業税		1,551,497		2,044,481
法人税等調整額		△ 45,612		△ 188,875
法人税等合計		1,505,884		1,855,605
当期純利益		3,363,382		4,207,531

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	特別償却 準備金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	38	16,414,098
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,901,595
特別償却準備金の取崩					△ 21	21
当期純利益						3,363,382
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 21	1,461,809
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	17,875,907

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,914,136	19,314,136	2,577	2,577	19,316,713
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,901,595	△ 1,901,595			△ 1,901,595
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	3,363,382	3,363,382			3,363,382
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 480	△ 480	△ 480

当期変動額合計	1,461,787	1,461,787	△ 480	△ 480	1,461,307
当期末残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	特別償却 準備金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	16	17,875,907
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,017,644
特別償却準備金の取崩					△ 16	16
当期純利益						4,207,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 16	2,189,903
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	20,065,811

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	18,375,924	20,775,924	2,096	2,096	20,778,021
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2,017,644	△ 2,017,644			△ 2,017,644
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	4,207,531	4,207,531			4,207,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 5,273	△ 5,273	△ 5,273
当期変動額合計	2,189,887	2,189,887	△ 5,273	△ 5,273	2,184,613
当期末残高	20,565,811	22,965,811	△ 3,177	△ 3,177	22,962,634

注記事項

重要な会計方針

第35期
自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

第35期

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定期

2022年3月期の期首より適用予定期であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

第35期
自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

(退職給付債務の計算方法の変更)

当社は、退職給付債務の計算方法について、従来まで期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっておりましたが、従業員数の増加に伴い当事業年度より原則的な方法に変更しております。この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が319,413千円増加し、同額を退職給付費用として一般管理費に計上しております。

(貸借対照表関係)

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在										
<p>* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>81,793千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>498,485千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>3,918千円</td> </tr> </table>	建物	81,793千円	器具備品	498,485千円	リース資産	3,918千円	<p>* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>114,303千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>364,003千円</td> </tr> </table>	建物	114,303千円	器具備品	364,003千円
建物	81,793千円										
器具備品	498,485千円										
リース資産	3,918千円										
建物	114,303千円										
器具備品	364,003千円										

(損益計算書関係)

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日								
<p>* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>関係会社からの受取配当金</td> <td>4,800千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配</td> <td>59,798千円</td> </tr> </table>	関係会社からの受取配当金	4,800千円	関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配	59,798千円	<p>* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>関係会社からの受取配当金</td> <td>2,400千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配</td> <td>39,334千円</td> </tr> </table>	関係会社からの受取配当金	2,400千円	関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配	39,334千円
関係会社からの受取配当金	4,800千円								
関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配	59,798千円								
関係会社からの受取配当金	2,400千円								
関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配	39,334千円								

(株主資本等変動計算書関係)

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2018年4月1日 現在	増加	減少	2019年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2018年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 1,901,595千円

(ロ) 1株当たり配当額	49,650円
(ハ) 基準日	2018年3月31日
(二) 効力発生日	2018年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,017,644千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	52,680円
(ニ) 基準日	2019年3月31日
(ホ) 効力発生日	2019年6月28日

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2019年4月1日 現在	増加	減少	2020年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,017,644千円
(ロ) 1株当たり配当額	52,680円
(ハ) 基準日	2019年3月31日
(ニ) 効力発生日	2019年6月28日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,403,708千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	62,760円
(ニ) 基準日	2020年3月31日
(ホ) 効力発生日	2020年6月26日

(リース取引関係)

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しておりますが、当事業年度においてリース契約が満了しております。

2. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 ② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 ③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 同左 ② 市場リスク 同左 ③ 流動性リスク 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第34期（2019年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金・預金	17,817,927	17,817,927	-
(2) 未収委託者報酬	1,954,575	1,954,575	-
(3) 未収収益	1,951,601	1,951,601	-
(4) 未収入金	1,809	1,809	-

(5) 投資有価証券				
その他有価証券	43,201	43,201		-
(6) 預り金	(54,312)	(54,312)		-
(7) 未払金	(2,534,676)	(2,534,676)		-
(8) 未払費用	(455,110)	(455,110)		-
(9) 未払消費税等	(73,427)	(73,427)		-
(10) 未払法人税等	(698,000)	(698,000)		-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

第35期（2020年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金・預金	19,928,671	19,928,671	-
(2) 未収委託者報酬	2,864,007	2,864,007	-
(3) 未収収益	2,126,212	2,126,212	-
(4) 未収入金	101,676	101,676	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	65,610	65,610	-
(6) 預り金	(43,576)	(43,576)	-
(7) 未払金	(2,555,940)	(2,555,940)	-
(8) 未払費用	(544,639)	(544,639)	-
(9) 未払消費税等	(367,506)	(367,506)	-
(10) 未払法人税等	(1,347,000)	(1,347,000)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	同左
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5) 投資有価証券 同左

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
----------------------	----------------------

以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747
その他の関係会社	31,200
有価証券	
敷金	450,632
その他長期差入保証金	10,030

以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747
その他の関係会社	31,200
有価証券	
敷金	450,632
その他長期差入保証金	10,030

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期（2019年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	17,817,465	-	-	-
未収委託者報酬	1,954,575	-	-	-
未収収益	1,951,601	-	-	-
未収入金	1,809	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	8,308	13,426	5,810	-
合計	21,733,759	13,426	5,810	-

第35期（2020年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	19,928,370	-	-	-
未収委託者報酬	2,864,007	-	-	-
未収収益	2,126,212	-	-	-
未収入金	101,676	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	2,247	21,678	22,121	-
合計	25,022,515	21,678	22,121	-

(有価証券関係)

第34期 2019年3月31日現在	第35期 2020年3月31日現在
----------------------	----------------------

<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p>	<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p>																																
<p>2. その他有価証券</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">区分</th> <th style="padding: 5px;">貸借対照表 計上額</th> <th style="padding: 5px;">取得原価</th> <th style="padding: 5px;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託</td> <td style="padding: 5px;">27,344</td> <td style="padding: 5px;">22,052</td> <td style="padding: 5px;">5,292</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託</td> <td style="padding: 5px;">15,856</td> <td style="padding: 5px;">18,126</td> <td style="padding: 5px;">△2,269</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">合計</td> <td style="padding: 5px;">43,201</td> <td style="padding: 5px;">40,179</td> <td style="padding: 5px;">3,022</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,344	22,052	5,292	②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	15,856	18,126	△2,269	合計	43,201	40,179	3,022	<p>2. その他有価証券</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">区分</th> <th style="padding: 5px;">貸借対照表 計上額</th> <th style="padding: 5px;">取得原価</th> <th style="padding: 5px;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託</td> <td style="padding: 5px;">32,071</td> <td style="padding: 5px;">27,816</td> <td style="padding: 5px;">4,254</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託</td> <td style="padding: 5px;">33,538</td> <td style="padding: 5px;">42,372</td> <td style="padding: 5px;">△8,834</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">合計</td> <td style="padding: 5px;">65,610</td> <td style="padding: 5px;">70,189</td> <td style="padding: 5px;">△4,579</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	32,071	27,816	4,254	②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	33,538	42,372	△8,834	合計	65,610	70,189	△4,579
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額																														
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,344	22,052	5,292																														
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	15,856	18,126	△2,269																														
合計	43,201	40,179	3,022																														
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額																														
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	32,071	27,816	4,254																														
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	33,538	42,372	△8,834																														
合計	65,610	70,189	△4,579																														
<p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。</p>	<p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左</p>																																

(退職給付関係)

第34期
自 2018年4月1日
至 2019年3月31日

<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。</p> <p>なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p>
--

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	386,552千円
退職給付費用	38,082千円
退職給付の支払額	△37,318千円
確定拠出年金制度への移管額	△9,217千円
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>378,099千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	378,099千円
退職給付引当金	378,099千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	378,099千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	28,865千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、62,736千円であります。

第35期

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

当社は当事業年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	378,099千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	319,413千円
勤務費用	70,137千円
利息費用	1,378千円
数理計算上の差異の発生額	△11,130千円
退職給付の支払額	△9,404千円
確定拠出年金制度への移管額	△9,212千円
退職給付債務の期末残高	739,283千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
非積立型制度の退職給付債務	739,283千円
未積立退職給付債務	739,283千円
未認識数理計算上の差異	11,130千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	750,413千円
退職給付引当金	750,413千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	750,413千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,137千円
利息費用	1,378千円
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	319,413千円
その他	9,272千円
確定給付制度に係る退職給付費用	400,202千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）
割引率 0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、66,184千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	115,773千円	229,776千円
未払金	3,921千円	3,802千円
賞与引当金	95,929千円	74,920千円
未払法定福利費	10,904千円	9,935千円

未払事業所税	3, 587千円	3, 672千円
未払事業税	40, 339千円	70, 737千円
未払調査費	83, 845千円	82, 822千円
減価償却超過額	98, 061千円	124, 870千円
繰延資産超過額	1, 733千円	3, 293千円
未払確定拠出年金	1, 664千円	1, 666千円
未収実績連動報酬	3, 881千円	21, 260千円
過大確定拠出年金掛金	19千円	-
その他有価証券評価差額金	-	1, 402千円
未払費用	74, 029千円	95, 799千円
繰延税金資産小計	533, 691千円	723, 961千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	533, 691千円	723, 961千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	7千円	0千円
その他有価証券評価差額金	925千円	-
繰延税金負債合計	932千円	0千円
繰延税金資産の純額	532, 758千円	723, 961千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(セグメント情報等)

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第35期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。	[セグメント情報] 同左
[関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報	[関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報

<p>単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <p>(1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）</p> <p>(2) 委託者報酬 3,641,416千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した单一セグメント</p>	<p>同左</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">日本</th><th style="text-align: center;">その他</th><th style="text-align: center;">合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">23,387,535</td><td style="text-align: center;">2,699,004</td><td style="text-align: center;">26,086,540</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <p>(1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）</p> <p>(2) 委託者報酬 5,339,902千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した单一セグメント</p>	日本	その他	合計	23,387,535	2,699,004	26,086,540
日本	その他	合計					
23,387,535	2,699,004	26,086,540					

(関連当事者情報)

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社の他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子
会社等
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	542,507円07銭
1株当たり当期純利益金額	87,816円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	20,778,021千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	20,778,021千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	3,363,382千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	3,363,382千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	599,546円59銭
1株当たり当期純利益金額	109,857円21銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しません。	

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	22,962,634千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	22,962,634千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益額	4,207,531千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益額	4,207,531千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈 良 昌 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 穎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報

の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表
中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (2020年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		18,848,643
前払費用		152,063
未収委託者報酬		2,858,500
未収収益		2,709,132
未収入金		5,015
その他の流動資産		17,598
流動資産計		24,590,953
固定資産		
有形固定資産	* 1	547,334
建物		371,449
器具備品		175,884
無形固定資産		54,881
電話加入権		3,795
ソフトウェア		21,589
ソフトウェア仮勘定		29,496
投資その他の資産		3,153,636
投資有価証券		49,680
関係会社株式		1,673,049
その他の関係会社有価証券		31,200
長期前払費用		33,996
敷金		450,632
その他長期差入保証金		10,030
繰延税金資産		905,047
固定資産計		3,755,852
資産合計		28,346,806
負債の部		
流動負債		
未払金		2,507,564
未払手数料		1,304,670
その他未払金		1,202,894
未払費用		462,478
未払消費税等	* 2	280,896
未払法人税等		1,169,000
預り金		56,644
前受収益		13,316
賞与引当金		532,488
流動負債計		5,022,389
固定負債		
退職給付引当金		775,259
固定負債計		775,259
負債合計		5,797,649
純資産の部		
株主資本		22,544,840
資本金		2,000,000
資本剰余金		400,000
その他資本剰余金		400,000

利益剰余金	20,144,840
利益準備金	500,000
その他利益剰余金	19,644,840
特別償却準備金	0
繰越利益剰余金	19,644,839
評価・換算差額等	4,317
その他有価証券評価差額金	4,317
純資産合計	22,549,157
負債・純資産合計	28,346,806

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2020年4月1日
至 2020年9月30日)

営業収益

委託者報酬	8,917,288
運用受託報酬	4,351,288
投資助言報酬	29,229
その他営業収益	222,107
営業収益計	13,519,914

営業費用

支払手数料	4,204,222
広告宣伝費	114,133
調査費	3,042,718
調査費	1,360,491
委託調査費	1,682,226
委託計算費	57,123
営業雑経費	149,418
通信費	22,931
印刷費	97,075
協会費	14,950
諸会費	7,077
図書費	7,382
営業費用計	7,567,615

一般管理費

給料	1,575,919
役員報酬	66,864
給料・手当	1,381,721
賞与	127,334
交際費	2,362
寄付金	3,049
旅費交通費	5,425
租税公課	81,795
不動産賃借料	187,845
退職給付費用	77,323
賞与引当金繰入	532,488
固定資産減価償却費	* 1 63,772
法定福利費	306,886
福利厚生費	8,159
諸経費	203,566
一般管理費計	3,048,597
営業利益	2,903,701

営業外収益	
受取利息	70
受取配当金	3,601
雑益	5,572
営業外収益計	9,244
営業外費用	
為替差損	12,425
雑損	5,117
営業外費用計	17,542
経常利益	2,895,403
特別損失	
器具備品除却損	0
特別損失計	0
税引前中間純利益	2,895,403
法人税、住民税及び事業税	1,097,060
法人税等調整額	△ 184,393
法人税等合計	912,667
中間純利益	1,982,736

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	特別償却 準備金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	20,065,811
当中間期変動額						
剩余金の配当						△ 2,403,708
特別償却準備金の取崩					△ 0	0
中間純利益						1,982,736
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△ 0	△ 420,971
当中間期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	19,644,839

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
			評価差額金	評価差額金	
当期首残高	20,565,811	22,965,811	△ 3,177	△ 3,177	22,962,634
当中間期変動額					
剩余金の配当	△ 2,403,708	△ 2,403,708			△ 2,403,708
特別償却準備金の取崩	0	0			0
中間純利益	1,982,736	1,982,736			1,982,736
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			7,494	7,494	7,494

当中間期変動額合計	△ 420,971	△ 420,971	7,494	7,494	△ 413,477
当中間期末残高	20,144,840	22,544,840	4,317	4,317	22,549,157

注記事項

重要な会計方針

当中間会計期間
自 2020年4月1日
至 2020年9月30日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法

- (2) その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

- (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分） 5年

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

		当中間会計期間 (2020年9月30日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 131,195千円 器具備品 406,733千円	
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

		当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日
※1 減価償却実施額	有形固定資産 62,734千円 無形固定資産 1,037千円	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2. 配当に関する事項				
配当金支払額 2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
<ul style="list-style-type: none"> ・普通株式の配当に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 配当金の総額・・・・・・・ 2,403,708千円 (ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・ 62,760円 (ハ) 基準日・・・・・・・ 2020年3月31日 (ニ) 効力発生日・・・・・・・ 2020年6月26日 				

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2020年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金・預金	18,848,643	18,848,643	-
(2) 未収委託者報酬	2,858,500	2,858,500	-
(3) 未収収益	2,709,132	2,709,132	-
(4) 未収入金	5,015	5,015	-

(5) 投資有価証券				
その他有価証券	49,680	49,680		-
(6) 預り金	(56,644)	(56,644)		-
(7) 未払金	(2,507,564)	(2,507,564)		-
(8) 未払費用	(462,478)	(462,478)		-
(9) 未払消費税等	(280,896)	(280,896)		-
(10) 未払法人税等	(1,169,000)	(1,169,000)		-

(*) 負債で計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、
(8) 未払費用、(9) 未払消費税等並びに(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

(5) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,640,302千円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 32,747千円）及びその他の関係会社有価証券（中間貸借対照表計上額 31,200千円）及び敷金（中間貸借対照表計上額 450,632千円）並びにその他長期差入保証金（中間貸借対照表計上額 10,030千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（2020年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式 32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（中間貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 (千円)	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	証券投資信託	34,454	27,256	7,198
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	証券投資信託	15,226	16,202	△975
合計		49,680	43,458	6,222

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位：千円)	関連するセグメント名
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）	2,758,466	投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した单一セグメント

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	
1 株当たり純資産額	588,750円84銭
1 株当たり中間純利益金額	51,768円57銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	22,549,157千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	22,549,157千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間損益計算書の中間純利益金額	1,982,736千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益金額	1,982,736千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

東京海上・円建て投資適格債券ファンド(毎月決算型)
(愛称:円債くん)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託 東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）（愛称：円債くん） 運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①主として、わが国の法人が発行する円建ての社債（金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。）を中心に投資を行うマザーファンド受益証券に投資します。

②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

(1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）

(2) 外貨建資産への投資は行いません。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。ただし、第1回目の決算時には分配を行いません。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定した分配を継続的に行うことを目指すものとし、収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

**追加型証券投資信託 東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）（愛称：円債くん）
約款**

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金200億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条（信託契約の解約）第1項、第48条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第49条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第1項または第51条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については200億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条（有価証券の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿

への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第43条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。
- ③ 前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定める金額とします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対する対抗できません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

- 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引の運用指図）に定めるものに限ります。）
 - 3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」（以下「マザーファン

ド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当したこととなつた投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間ににおいて信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（有価証券の借入）、第31条（有価証券の売却等の指図）、第32条（再投資の指図）および第33条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（有価証券の借入）、第31条（有価証券の売却等の指図）、第32条（再投資の指図）および第33条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻により行うことの指図をするものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

- 第22条 委託者は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるもののをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののをいいます。）

す。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、日本国内の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条(信託期間)に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条(信託期間)に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第24条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【有価証券の空売の運用指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第27条(有価証券の借入)の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第27条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として

選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混藏寄託】

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混藏寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券の売却等の指図】

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第32条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第36条 この信託の計算期間は、毎月24日から翌月23日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信

託契約締結日から平成22年6月23日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第38条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次項の信託報酬率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬率は、毎年3月および9月の各計算期末において見直すこととし、各前月末（平成22年9月24日までについては当初設定日の前月末）における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定され、当該計算期末の翌日から適用するものとします。
(新発10年固定利付国債の利回り)
- | | |
|-------------|-------------|
| 3%未満の場合 | 年10,000分の52 |
| 3%以上4%未満の場合 | 年10,000分の62 |
| 4%以上5%未満の場合 | 年10,000分の72 |
| 5%以上の場合 | 年10,000分の82 |
- ③ 第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ④ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第42条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第45条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第43条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条(受益権の帰属と受益証券の不発行)第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第44条 受益者が、収益分配金については前条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資)第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資)第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下すこととなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させること THERE あります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

- 第53条 この信託は、受益者が第45条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

- 第53条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付し

ます。

【公告】

第54条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

附則第2条 第24条（金利先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年5月28日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社